

福岡地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分等取消請求事件

国側当事者・国(久留米税務署長)

令和6年7月17日一部認容・控訴

判 決

当事者の表示 別紙1の1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成30年分の所得税及び復興特別所得税に係る各決定処分(ただし、令和3年3月4日付け裁決により一部取り消された後のもの)のうち、納付すべき税額12万8900円を超える部分を取り消す。
- 2 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成30年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る各決定処分のうち、納付すべき税額318万0100円を超える部分を取り消す。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを100分し、その99を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求(主な略語は、別紙1の2略語一覧による〔ただし、法令上の略語は、特に断りなく、それを用いる。〕。)

別紙2「請求目録」記載のとおり

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 久留米税務署長は、自動車整備業等を営む原告の所得税及び復興特別所得税(所得税等)及び消費税及び地方消費税(消費税等)について、税務調査の結果に基づき、原告の事業所得の金額を推計による算定をし、①平成26年分～30年分(本件各年分)の所得税等の各決定処分(本件所得税等各決定処分)、②平成26、28、29、30年分の所得税等に係る無申告課税の各賦課決定処分(本件所得税等各賦課決定処分)、③平成26年課税期間～平成30年課税期間(本件各課税期間)の消費税等の各決定処分(本件消費税等各決定処分)、④平成26年課税期間～平成30年課税期間の消費税等に係る無申告加算税の各賦課決定処分(本件消費税等各賦課決定処分)をした。
- (2) 本件は、原告が、①所得税等の事業所得の金額及び消費税等の課税標準額の推計方法に誤り等があるため、本件各処分は所得税法156条等の推計課税の要件を欠き、違法である、②その終了の際に事業収入の内訳を説明しなかった上記税務調査は、国税通則法(通則法)74条の11第2項に違反する、③本件各処分の処分理由が不十分であり、行政手続法(行手法)14条1項に違反するなど主張して、被告を相手に、本件各処分(前記(1)①～④)の各処分。ただし、裁決により一部取り消された後のもの)の全部の取消しを求める事案である。

2 関係法令及び制度等の概要

別紙3に記載のとおりである。

3 前提事実等（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠番号は特記なき限り枝番を含む。）

別紙4「前提事実」記載のとおりである。

4 税額等に関する当事者の主張

被告が本件訴えにおいて主張する本件各処分根拠及び適法性は、別紙5「本件各処分等の根拠及び適法性」記載のとおりであるところ、原告は、後記5の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法について争わない。

5 本件の争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、次の（1）～（3）であり、これに関する当事者の主張は、別紙6「争点に関する当事者の主張」記載のとおりである。

（1）事業所得の金額算出における推計の合理性の有無

（2）税務調査手続の違法性

（3）理由付記の不備の有無

第3 当裁判所の判断

1 争点1（事業所得の金額算出における推計の合理性の有無）

（1）判断枠組みについて

税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額（その者の提出した青色申告書に係る年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額並びにこれらの金額の計算上生じた損失の金額を除く。）を推計して、これを行うことができる（所得税法156条）。これは、申告納税制度（所得税法120条）の下において、信頼し得る調査資料を欠くために実額調査ができない場合等に、当該居住者の所得を捕捉するのに十分な資料がないだけで課税を見合わせることは許されないことを踏まえ、税務署長が、居住者に係る所得税につき更正又は決定をするに当たり、その者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額を合理的な方法により推計することとした趣旨であると解される。

そして、その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者は、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を所定の簡易な方法により、整然と、かつ、明瞭に記録し、かつ、当該帳簿を7年間保存しなければならないと、その年の決算に関して作成した棚卸表その他の書類及びその年において上記の業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類等を整理して5年間保存しなければならないとされている（所得税法232条1項、所得税法施行規則102条1項～6項参照）。そうすると、例えば、前記帳簿に記録すべき事項であって、前記の業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類等で証すべきものについては、当該事項に関する事実を当該居住者等の供述のみをもって前記の推計の基礎とすることができるか否かは、諸般の事情を踏まえて慎重に判断する必要がある。

（2）認定事実

前提事実、掲記の証拠（ただし、後記認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、原告の事業に関し、前記（１）の観点から、次の事実（以下「認定事実」といい、後記アの事実は「認定事実ア」といい、後記イの事実は別紙７の１の項番号等に応じ「認定事実イ１（１）」等と略称する。）が認められる。

ア 原告の事業について

（ア）原告は、平成２１年頃から、個人事業主として、「Ｑ」の屋号で、自動車整備業に加え、顧客の依頼を受けてオークションで中古自動車（中古車）の購入又は売却を行う事業を行っていた（前提事実１）。

また、原告は、平成２６年～平成３０年の当時、上記屋号により中古車の売買取引をすることが可能なインターネットサイトを開設し、「販売店」として、在庫車両等の情報を掲載していた（乙２１の５、３４）。

（イ）原告は、前記（ア）の事業につき、顧客との交渉、代金の管理、中古車の出品又は落札の手續等オークション取引に必要な全ての手續を行っており（甲２１、乙２７）、弟であるＡを従業員として雇用していた（乙１）。

（ウ）原告は、前記（ア）の事業に関し、Ｒの●●と本件取引先⑩のＳを利用しており、本件各取引のうちオークションを利用したものは、原告名義又はＡ名義で行われ、取引先からＡ名義の口座に入金されたものは、Ａにより現金で払い出されて原告に交付された（乙２、７、２７）。

なお、Ａ名義での取引は、購入希望者がカードローンを利用する場合に行われていた（原告自身がカード取引をすることができないため。乙７）。

（エ）原告は、前記（ア）の事業を行うに当たり、その顧客に対し、請求書、納品書等を交付していたが、その写しを控えとして保管しておらず、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）も作成していなかった（甲２１、原告）。

イ 本件各取引の状況について

本件各取引の状況は、別紙７の１のとおりである。なお、原告が利用していたＲの●●に関する規約（●●規約、●●物流サービス規約及びＲワンプラ規約）にも、Ｓ会員規約の定め（別紙７の１記載１０（１）ア参照）と同様の定めがある（乙３３）。

（３）事業所得の金額算出における推計の合理性の有無について

前提事実及び認定事実によれば、次の点を指摘することができる。

ア 原告は、平成２４年頃から、自動車整備業、自動車販売業等を営んでいたが、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成せず、その事業に関して作成し、又は保存すべき領収書、請求書等の書類も保存していなかった（前提事実３（２）、認定事実ア（ア）・（エ））。そのため、原告は、令和元年９月から令和２年３月までの間（本件調査期間）に行われた本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税に係る税務調査（本件調査）の際、本件担当職員から、①本件帳簿書類等の提示を求められても、「請求残高元帳」と題する書面以外のものを提示せず、②事業所得の売上金額を尋ねられても、事業所得の売上額がいくらであるかは把握していない旨を回答するにとどまったものである（前提事実３（１）・（２））。

したがって、久留米税務署長は、原告の本件各年分に係る事業所得の金額を実額で把握することができなかつたのであり、原告の本件各年分の所得税につき更正又は決定をする

に当たり、原告の本件各年分の各種所得の金額又は損失の金額を推計する必要性（推計の必要性）があったものといわざるを得ない。

イ 本件担当職員は、①本件銀行口座への入金履歴を踏まえて、原告の取引先を調査し、その結果に基づいて本件各年分の総収入金額を算出し、②本件類似同業者を抽出し、本件平均特前所得率を算出した上、③本件各年の総収入金額（①）に本件平均特前所得率（②）を乗じて事業所得の金額を推計したものである（前提事実3（3）・4。ただし、本件各処分は、本件裁決によりその一部を取り消されたから〔前提事実5（2）〕、本件各年分の総収入金額（別表3）、本件類似同業者抽出基準（別表4）、本件各年分の本件平均特前所得率（別表5）、本件各年分の事業所得の金額（別表6）は、いずれもその「審判所認定額」とする。）。

認定事実によれば、本件各年の総収入金額（別表3）のうち、平成30年の本件取引先⑩に関するもの（569万2292円）には、預り金2万1200円が含まれていたから（認定事実イ12（2）イ）、これを差し引く必要があるが、その余の点については、その基礎とされた事実には誤認があるなどとはいえない。また、前記アのように原告が自動車整備業及び自動車販売仲介業を営んでいたことからすると、久留米税務署長が、本件類似同業者の抽出に当たり、久留米税務署の管轄区域内に事業所を有する自動車小売業、自動車卸売業、自動車整備業又はその他の車両修理業を営む個人事業の青色申告者を対象としたことについても、その基礎とされた事実には誤認があるなどということとはできない。そうすると、本件類似同業者抽出基準（別表4）は、平成30年分の抽出収入金額のみ一部修正を要するが、これを踏まえてみても、上記②の本件各年分の本件平均特前所得率（別表5）は、特に不合理な点は見当たらない。

以上によれば、本件各年の総収入金額及び本件各年の事業所得の金額（別表6）は、平成30年分を次のとおり修正すべきほかは、その判断内容に合理性を欠くところはないといふべきである。

年分	項目		裁判所認定額
平成30年分	総収入金額（円）	①	4293万3926円
	同業者平均所得率（%）	②	6.32
	事業所得の金額（①×②）（円）	③	271万3423円

ウ 以上によれば、久留米税務署長がした原告の本件各年分の事業所得については、推計の必要性及び推計の合理性（ただし、平成30年分の総収入金額及び事業所得の金額につき、前記イのとおり減額が必要である点を除く。）を認めることができる。

（4）原告の主張について

ア 原告は、要旨、原告の主たる事業が自動車整備業であって、中古車の代理販売や代理購入は副次的に行っているにすぎず、中古車販売業を営んでいないから、自動車販売業を行う者も対象にして本件類似同業者を選定した久留米税務署長の判断は、事実の基礎に誤りがあり、不合理であると主張する。

しかしながら、前提事実及び認定事実によれば、原告は、平成26年～平成30年の間、その屋号により中古車の売買取引をすることが可能なインターネットサイトを開設し、「販売店」として、在庫車両等の情報を掲載しており（認定事実ア（ア））、顧客の依頼を受け、当該顧客から取得した中古車をオークションで販売し、又はオークションを通じて

購入するなどした中古車を顧客に販売するという本件各取引を行っていたものである（認定事実イ）。このような事実等に照らすと、原告は、平成26年～平成30年の間、自動車整備業のみならず、自動車販売業を営んでいたものと認められる。仮に、自動車販売業に係る売上げが原告の総収入金額に占める割合が低かったとしても、そのことをもって自動車販売業が副次的に行っているものにすぎないとはいえない。

また、本件類似同業事業者は、いずれも久留米税務署の管轄区域内に事業所を有する自動車小売業、自動車卸売業、自動車整備業又はその他の車両修理業を営む個人事業の青色申告者であり、その抽出に当たっては事業所得に係る総収入金額も考慮されているから（前提事実4（2））、当該個人事業の青色申告者の具体的な業種、業態、事業規模が明らかでないことのみをもって、その選定に不合理なところがあるとはいえない。

そうすると、本件類似同業者の選定に関する久留米税務署長の判断（前提事実4（2））には、事実の基礎に誤りがあるとはいえず、その判断内容に合理性を欠くところはないというべきである。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

イ 原告は、要旨、久留米税務署長の認定に係る本件各年分の総収入金額には、①原告が副次的に顧客に対して中古車の代理販売・代理購入を行っているにすぎず、多額の預り金が含まれている上、②仮に被告の解釈を前提とすれば、オークションを通じたA名義の取引は、原告の事業収入ではないから、これを計上することはできず、③顧客に対しては、売買代金と自動車税等を区別して請求しているから、自動車税等をも総収入金額に計上することは誤りである旨を主張する。

しかしながら、①・③の点に関する原告の主張に理由がないことは、別紙7の1の事実認定の補足説明で説示したところに照らして明らかである。また、②の点については、認定事実によれば、Aは、原告の従業員であるところ、A名義での取引は、原告自身がカード取引をすることができないため、購入希望者がカードローンを利用する場合に行われていたものであり、取引先からA名義の口座に入金されたものは、Aにより現金で払い出されて原告に交付されたというのであるから（認定事実ア参照）、A名義の取引の収益が原告に帰属するものと認められる。

そうすると、原告指摘の事情をもって、原告の総収入金額についての久留米税務署長の認定内容（前提事実4（2））には、前記（3）イで指摘した点を除き、事実の基礎に誤りがあるとはいえず、その判断内容に合理性を欠くところはないというべきである。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

2 争点2（税務調査手続の違法性）

（1）検討

ア 通則法74条の1第2項は、国税に関する調査の結果、更正決定等（更正若しくは同法25条の規定による決定又は賦課決定）をすべきと認める場合には、国税庁等又は税関の当該職員は、当該納税義務者（同法74の9第3項1号に掲げる納税義務者）に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする旨を規定する。

イ これを本件についてみると、前提事実によれば、本件担当職員は、本件調査期間（令和元年9月～令和2年3月）、本件調査を行い、その終了の際の同月3日、原告に対し、口

頭で①本件帳簿書類等の保存がないため、原告の事業所得を本件平均特前所得率を用いて推計した旨、②本件各年分の所得金額、所得税等及び無申告加算税の額、③本件各課税期間の課税標準額、消費税等及び無申告加算税の額、④消費税等の仕入税額控除が認められない旨（詳細は、前提事実3（4）ア～エ参照）を説明した（前提事実3（4））。本件調査においては、原告が、本件担当職員の求めにもかかわらず、本件帳簿書類等を提示せず、かつ、「銀行預金通帳等を保存していないので、事業所得の売上額を把握していない」旨を回答するのみであったことから、本件銀行口座の入金履歴や原告の取引先の調査が行われ、その結果を基に、原告の事業所得の推計がされたものである（前提事実3（2）・（3））。

以上の事実を照らすと、本件担当職員は、原告に対し、本件調査の結果として、原告の事業所得を推計するに至った理由及び推計の方法並びに通則法25条による決定等の内容となる所得金額（消費税の課税標準額）、所得税等（消費税等）及び無申告加算税の額を説明したのであるから、本件調査に係る「調査結果の内容」を説明したものであることができる。

そうすると、仮に、原告が、本件調査の際に、本件担当職員に対し、原告の事業所得に関し、取引先別の取引年月日、取引金額、決済方法及び取引内容を質問していたとしても、本件担当職員が、原告に対し、そのことを説明しなかったことをもって、通則法74条の11第2項にいう「その調査結果の内容」を説明しなかったということはできない。

したがって、本件調査手続には、通則法74条の11第2項違反の瑕疵があるとはいえない。

（2）原告の主張について

これに対し、原告は、㉞令和元年9月25日の調査の際に本件内訳資料を見ていないから、①本件担当職員は、本件調査の結果を原告に説明する際、通則法74条の11第2項に定める処分の「理由」として、本件担当職員の認定した取引先ごとの事業収入の内訳を明らかにする必要があったなどと主張する。

しかしながら、前提事実及び認定事実によれば、①原告は、その事業を行うに当たり、その顧客に対し、請求書、納品書等を交付していたが、その写しを控えとして保管しておらず、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）も作成していなかったものの（認定事実ア（エ））、②本件銀行口座は、原告又はその従業員であるAが開設した銀行口座である以上（前提事実3（3））、原告において、その入金履歴を確認することは容易であり、また、③原告が、顧客との交渉、代金の管理、中古車の出品又は落札の手続等オークション取引に必要な全ての手続を行っていた以上（認定事実ア（イ））、原告において、前記入金履歴を基にするなどして、個々の顧客との取引状況を確認することもできたというべきである。

そうすると、原告は、仮に、令和元年9月25日の調査の際に本件内訳資料を見ていなかったとしても、本件調査を契機として、個々の顧客との取引状況を自ら把握し、それに基づいて自己の所得金額（消費税の課税標準額）を主張することができたというべきであり、そのことの困難性は自らが招いたものであること（上記①参照）等に照らすと、本件担当職員が、原告に対し、本件調査の結果を説明するに当たり、通則法74条の11第2項に定める処分の「理由」として、本件担当職員の認定した取引先ごとの事業収入の内訳をも明らかにすべきであったとまではいえない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

3 争点3（理由付記の不備の有無）

（1）検討

ア 行手法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。

イ この見地に立って本件各処分についてみると、認定事実によれば、本件各処分通知書には、①原告が、本件帳簿書類等を提示しないため、本件銀行口座から把握した取引先への調査結果を基に総収入金額を算出し、所得税法156条により原告の事業所得を本件平均特前所得率を用いて推計した旨、②通則法66条により（所得税に係る）無申告加算税の賦課決定をした旨、③所得税等の確定申告書を提出しなかったことに正当な理由がない旨、④上記①と同様の理由・方法により消費税の課税標準額を算出し（ただし、自動車税等の預り金を除く。）、消費税法30条7項により課税仕入れに係る消費税額を控除しない旨、⑤通則法66条により（消費税に係る）無申告加算税の賦課決定をした旨、⑥消費税等の確定申告書を提出しなかったことに正当な理由がない旨の記載がある。

上記各記載からすれば、原告は、本件各処分がいかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用してされたかを十分に知ることができるものといえる。そうすると、本件各処分における理由付記は、行手法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示として十分であり、本件各処分は、同項本文の定める理由提示の要件を具備した適法な処分であるといえることができる。

（2）原告の主張について

これに対し、原告は、久留米税務署長が、取引先ごとの事業収入の内訳を説明することが容易であったにもかかわらずこれを説明せず、その結果、本件各処分に対する原告の不服申立てに支障を来しているのであるから、本件各処分通知書記載の理由は、理由付記制度の趣旨を没却するものであって、行手法14条1項に反し違法である旨を主張する。

しかしながら、前記2（2）において説示したところを踏まえると、本件各処分の理由として、前記（1）で指摘した記載に加え、原告指摘に係る取引先ごとの事業収入の内訳の記載がなかったからといって、本件各処分がいかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用してされたかを知ることができないとはいえない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

4 本件各処分の適法性

（1）本件所得税等各決定処分について

原告の本件各年分の所得税等の課税標準及び税額等は、前記1（3）イのとおり、本件各年の総収入金額のうち、平成30年の本件取引先⑫に関するもの（569万2292円）に

は、預り金2万1200円が含まれており（認定事実イ12（2）イ）、これを差し引く必要があるから、前記1（3）イの表のとおり修正すると、別表8-2のようになる。

そうすると、原告の平成26年分～平成29年分の課税される所得金額及び納付すべき税額は、いずれも本件所得税等各決定処分における納付すべき税額と同額であるが、原告の平成30年分の課税される所得金額及び納付すべき税額は、12万8900円である。したがって、本件所得税等各決定処分のうち、平成30年分に係るものは、同額を超える部分に限り、違法であるから、取り消されるべきである。

（2）本件所得税等各賦課決定処分について

本件所得税等各決定処分に伴う過少申告加算税の額は、本件所得税等各決定処分が前記（1）の限度で適法であること及び別紙5「本件各処分の根拠及び適法性について」記載の関係法令の定め及び事実を前提に計算すると、別表8-2記載のとおりであり、いずれも本件所得税等各賦課決定処分により賦課された過少申告加算税の額と同額である。

したがって、本件所得税等各賦課決定処分は、いずれも適法である。

（3）本件消費税等各決定処分について

原告の本件各課税期間の課税標準等並びに納付すべき消費税等の額及び納付すべき譲渡割額（地方消費税額）については、前記1（3）イのとおり、平成30年課税期間の課税取引金額のうち、平成30年の本件取引先⑩に関するもの（569万2292円）には、預り金2万1200円が含まれており（認定事実イ12（2）イ）、これを差し引く必要があるから、平成30年課税期間の課税取引金額を別表7-2のとおり修正すると、別表9-2のとおりとなる。

そうすると、原告の平成26年課税期間～平成29年課税期間の納付すべき消費税等の額は、本件消費税等各決定処分における納付すべき消費税等の額と同額であるが、原告の平成30年課税期間の納付すべき消費税等の額は、318万0100円である。したがって、本件消費税等各決定処分のうち、平成30年課税期間に係るものは、同額を超える部分に限り、違法であるから、取り消されるべきである。

（4）本件消費税等各賦課決定処分について

本件消費税等各決定処分に伴う過少申告加算税の額は、本件消費税等各決定処分が前記（3）の限度で適法であること及び別紙5「本件各処分の根拠及び適法性について」記載の関係法令の定め及び事実を前提に計算すると、別表9-2記載のとおりであり、いずれも本件消費税等各賦課決定処分により賦課された過少申告加算税の額と同額である。

したがって、本件所得税等各賦課決定処分は、いずれも適法である。

5 結語

以上の次第で、原告の請求は、①本件所得税等各決定処分のうち平成30年分に係るものの納付すべき税額12万8900円を超える部分、②本件消費税等各決定処分のうち平成30年課税期間に係るものの納付すべき税額318万0100円を超える部分の取消しを求める限度で理由があるから認容すべきであり、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官 本城 侘奈

裁判官柴田啓介は退官のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 林 史高

当事者目録

5

[Redacted]

原告
同訴訟代理人弁護士

甲

[Redacted]

白石直己

[Redacted]

被告
同代表者

国

10

処分行政庁

法務大臣
小泉龍司
久留米税務署長
福山命美子

同指定代理人

杉山朋美子

15

同

中村真理子

同

鐘ヶ江宏樹

同

阿部正雅行

同

酒井雅志

同

金谷真弓

20

同

菊元優子

同

松村宏太

同

田中裕史

同

田中敏樹

以上

25

略語一覧

用語	定義
国税通則法	通則法
行政手続法	行手法
所得税及び復興特別所得税	所得税等
消費税及び地方消費税	消費税等
平成 26 年分～30 年分 (の所得税等)	本件各年分 (の所得税等)
処分行政庁の原告に対する平成 26 年分～30 年分の所得税等の各決定処分	本件所得税等各決定処分
処分行政庁の原告に対する平成 26、28、29、30 年分の所得税等に係る無申告課税の各賦課決定処分	本件所得税等各賦課決定処分
平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの消費税の課税期間	平成 26 年課税期間 (他の年度についても、この例により略称する。)
平成 26 年課税期間～平成 30 年課税期間 (の消費税等)	本件各課税期間 (の消費税等)
処分行政庁の原告に対する平成 26 年～30 年課税期間の消費税等の各決定処分	本件消費税等各決定処分
処分行政庁の原告に対する平成 26 年～平成 30 年課税期間の消費税等に係る無申告加算税の各賦課決定処分	本件消費税等各賦課決定処分
本件所得税等各決定処分、本件所得税等各賦課決定処分、本件消費税等各決定処分及び本件消費税等各賦課決定処分	本件各処分

国税不服審判所長の原告に対する令和3年3月4日 付け裁決	本件裁決
久留米税務署の管轄区域内に事業所を有する自動車 小売業、自動車卸売業、自動車整備業又はその他の 車両修理業を営む個人事業の青色申告者のうち、処 分行政庁において、原告の上記総収入金額に基づ き、事業規模が原告と同程度等であると判断した同 業者	本件類似同業者
青色申告者（個人事業者で青色申告書の提出の承認 を受けた者）に対してのみ認められる青色事業専従 者給与等の特典を控除する前の所得金額	特前所得金額
本件類似同業者の本件各年分の事業所得に係る総収 入金額に占める特前所得金額の割合の平均値	本件平均特前所得率
中古自動車	中古車
株式会社R	R
S	S

請求目録

1 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成2
5 6年分の所得税及び復興特別所得税に係る各決定処分（ただし、令和3年3月4日
付け裁決により一部取り消された後のもの）並びに無申告加算税賦課決定処分をい
ずれも取り消す。

2 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成2
7年分の所得税及び復興特別所得税に係る各決定処分（ただし、令和3年3月4日
10 付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。

3 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成2
8年分の所得税及び復興特別所得税に係る各決定処分（ただし、令和3年3月4日
付け裁決により一部取り消された後のもの）並びに無申告加算税賦課決定処分をい
ずれも取り消す。

15 4 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成2
9年分の所得税及び復興特別所得税に係る各決定処分（ただし、令和3年3月4日
付け裁決により一部取り消された後のもの）並びに無申告加算税賦課決定処分をい
ずれも取り消す。

20 5 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成3
0年分の所得税及び復興特別所得税に係る各決定処分並びに無申告加算税賦課決定
処分（ただし、いずれも令和3年3月4日付け裁決により一部取り消された後のもの）
をいずれも取り消す。

25 6 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成2
6年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る
各決定処分並びに無申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも令和3年3月4日
付け裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

7 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成27年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る各決定処分並びに無申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

5 8 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成28年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る各決定処分並びに無申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも令和3年3月4日付け裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

10 9 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成29年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る各決定処分並びに無申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

10 10 久留米税務署長が原告に対して令和2年3月10日付けでした原告の平成30年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る各決定処分並びに無申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

以上

関係法令及び制度等の概要

【国税通則法】

(国税についての納付すべき税額の確定の方式)

5 第16条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところ
10 と異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

二 (略)

2 (略)

15 (決定)

第25条 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

20

(無申告加算税) [令和4年法律第4号による改正前のもの]

第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第35条第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の15の割合(期限後申告書又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより
25 当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないとき

は、100分の10の割合)を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第25条(決定)の規定による決定があつた場合

5 二 期限後申告書の提出又は第25条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

2 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納付すべき税額(同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額)が5
10 0万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3~7 (略)

15

(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)〔平成30年法律第7号による改正前のもの〕

第74条の2 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査(第131条第
20 1項(質問、検査又は領置等)に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。)を行う場合に限る。)は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物(消費税法第2条第1項第十一号(定義)に
25 規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。)又はその帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。次条から第74条の6ま

で（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第123条第1項（確定損失申告）、第125条第3項（年の途中で死亡した場合の確定申告）若しくは第127条第3項（年の途中で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を同法第166条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者

ロ～ハ（略）

10 二（略）

三 消費税に関する調査（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる者

イ 消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第46条第1項（還付を受けるための申告）の規定による申告書を提出した者

15 ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

四 消費税に関する調査（税関の当該職員が行うものに限る。） 次に掲げる者

20 イ 課税貨物を保税地域から引き取る者

ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2～4（略）

(納税義務者に対する調査の事前通知等) [平成30年法律第10号による改正前のもの]

第74条の9 税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第74条の11(調査の終了の際の手続)までにおいて同じ。)は、国税庁等又は税関の当該職員(以下同条までにおいて「当該職員」という。)に納税義務者に対し実地の調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うもの又は国際観光旅客税について行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)において第74条の2から第74条の6まで(当該職員の質問検査権)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2～6 (略)

(調査の終了の際の手続)

第74条の11 (略)

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

3～6 （略）

5

（行政手続法の適用除外）

第74条の14 行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒税法第2章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定に
10 基づくものを除く。）については、行政手続法第2章（申請に対する処分）（第8条（理由の提示）を除く。）及び第3章（不利益処分）（第14条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。

2～3 （略）

15 （国税の課税標準の端数計算等）

第118条 国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に1000円
20 未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 （略）

3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

25

（国税の確定金額の端数計算等）

第119条 国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2～4 （略）

5

【所得税法】〔平成29年法律第4号による改正前のもの〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

10 一～三十二 （略）

三十三 控除対象配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第57条第1項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が38

15 万円以下である者をいう。

三十三の二～三十四 （略）

三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。

三十四の三～四十八 （略）

2 （略）

20

（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第49条 居住者のその年12月31日において有する減価償却資産につきその償却費として第37条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、

25 その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逡減する償却の方法その他の政令で定める償却の方

法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

- 2 前項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

（配偶者控除）

- 10 第83条 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から38万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、48万円）を控除する。

2 前項の規定による控除は、配偶者控除という。

15 （扶養控除）

第84条 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族1人につき38万円（その者が特定扶養親族である場合には63万円とし、その者が老人扶養親族である場合には48万円とする。）を控除する。

- 20 2 前項の規定による控除は、扶養控除という。

（基礎控除）〔平成30年法律第7号による改正前のもの〕

第86条 居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から38万円を控除する。

- 25 2 前項の規定による控除は、基礎控除という。

(税率)

第89条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の5分の1に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に5を乗じて計算した金額との合計額とする。

195万円以下の金額 100分の5

195万円を超え330万円以下の金額 100分の10

(略) (略)

(確定所得申告) [平成31年法律第6号による改正前のもの]

第120条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第2章第4節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第87条第2項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第89条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第123条第1項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一～十一 (略)

2～8 (略)

(推計による更正又は決定)

第156条 税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額（その者の提出した青色申告書に係る年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額並びにこれらの金額の計算上生じた損失の金額を除く。）を推計して、これを行うことができる。

【消費税法】

10 (小規模事業者に係る納税義務の免除)〔平成27年法律第9号による改正前のもの〕

第9条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下である者については、第5条第1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2～9 (略)

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

20 第9条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下である者については、第5条第1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2～9 (略)

25

(税率)〔平成24年法律第68号による改正前のもの〕

第29条 消費税の税率は、100分の4とする。

(税率)〔平成28年法律第15号による改正前のもの〕

第29条 消費税の税率は、100分の6.3とする。

5

(仕入れに係る消費税額の控除)〔平成24年法律第68号による改正前のもの〕

第30条 事業者(第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一～三 (略)

2～6 (略)

20 7 第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した
25 場合は、この限りでない。

8～10 (略)

(仕入れに係る消費税額の控除)〔平成28年法律第15号による改正前のもの〕

第30条 事業者(第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ(特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第32条から第36条までにおいて同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に108分の6.3を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の6.3を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一～四 (略)

20 2～6 (略)

7 第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額について

は、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8～10 (略)

5 【消費税法施行令】〔平成31年政令第99号による改正前のもの〕

第50条 法第30条第1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月とする。次項において同じ。）を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する同条第7項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から5年間を超えて保存することを要しない。

2 (略)

15

【地方税法】

(地方消費税の課税標準額の端数計算の特例)

第72条の82 地方消費税については、第20条の4の2第1項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

20

(地方消費税の税率)〔平成24年法律第69号による改正前のもの〕

第72条の83 地方消費税の税率は、100分の25とする。

(地方消費税の税率)〔平成24年法律第69号による改正前のもの〕

25 第72条の83 地方消費税の税率は、63分の17とする。

【東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法】

(個人に係る復興特別所得税の税率)

- 5 第13条 個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

以上

前提事実

1 原告

原告は、個人事業主として、「Q」の屋号で、平成21年頃から久留米市●●において、平成25年頃からは同市●●において、自動車整備業を営んでいた（これに加えて、原告が自動車販売仲介業と自動車販売業のいずれを営んでいたかについては、当事者間に争いがある。）

2 確定申告の状況

原告は、本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等について、確定申告をしなかった（甲1～10〔各2頁〕、12〔4頁〕、乙1〔2頁〕）。

3 税務調査

(1) 久留米税務署の担当職員（以下「本件担当職員」という。）は、令和元年9月から令和2年3月までの間（以下「本件調査期間」という。）、原告に対し、本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等に係る税務調査（以下「本件調査」という。）を行った（乙1～3、7）。

(2) 本件調査において、本件担当職員は、原告に対し、本件調査期間を通して事業に係る帳簿及び書類の提示を再々にわたって求めた。

しかし、原告は、売上げや仕入れに係る帳簿等の作成及び保存はしていない旨を回答するなどし、本件調査期間を通して、「請求残高元帳」と題する書類（乙2の別紙1）を除き、自身の事業所得に関する帳簿及び書類（以下、原告の事業に関して作成し、又は保存すべき領収書、請求書等の書類及び売上げ又は仕入れに係る帳簿を「本件帳簿書類等」という。）を提示しなかった。

また、原告は、本件調査において、本件担当職員から、事業所得の売上金額に関する質問を受けた際にも、銀行預金通帳等を保存していないため、事業所得の売上金額がいくらであるかは把握していない旨を回答するのみであり、売上金額に係る帳簿書類等を提示しなかった（甲12、乙1、2、3）。

なお、原告は、本件調査において、その業務内容について、自動車の板金修理等を行う自動車整備及び自動車販売仲介業である旨を述べた（乙1〔1～2頁〕）。

(3) 本件担当職員は、上記(2)のとおり、原告の本件各年分に係る事業所得の金額を実額で把握することができなかつたため、原告の事業において用いられた銀行口座（以下「本件銀行口座」という。）への入金履歴を基に、原告の取引先を調査し、その結果を基に、所得税等について事業所得の金額を推計するとともに、消費税等については課税取引金額から課税標準額を算出し、その課税標準額に対する消費税額を算定して、課税仕入れに係る消費税額を控除せずに本件各課税期間に係る納付すべき消費税等の額を算定した（甲1～5〔各2～4頁〕、6～10〔各2～4頁〕）。

(4) 本件担当職員は、本件調査終了の際の令和2年3月3日、原告に対し、①「所得税の計算」、「消費税の計算（本則）」、「納税額合計一覧表」と題する各計算書類（乙3別紙1）、②「事業所得に係る総収入金額」と題する計算書類（乙3別紙2）、③「基準期間における課税売上高」及び「課税期間分の課税標準額」と題する各計算書類（乙3別紙3）を提示し、口頭で、次のア～エの事項を説明し、期限後申告の勧奨を行ったが、原告は、これに応じな

かった（乙3、4）。

ア 本件帳簿書類等の保存がないことから、事業所得の金額は、本件類似同業者（久留米税務署の管轄区域内に事業所を有する自動車小売業、自動車卸売業、自動車整備業又はその他の車両修理業を営む個人事業の青色申告者のうち、処分行政庁において、原告の上記総収入金額に基づき、事業規模が原告と同程度等であると判断した同業者）の本件平均特前所得率（本件類似同業者の本件各年分の事業所得に係る総収入金額に占める特前所得金額の割合の平均値。別表5）を用いて算出した。

イ 本件各年分の①所得税等の課税される所得金額、②これにより納付すべきこととなる所得税等の額、③賦課される無申告加算税の額は、次表のとおりである。

年度	所得金額	所得税等の額	無申告加算税の額
平成26年分	195万2000円	9万9700円	1万3500円
平成27年分	59万6000円	3万0400円	
平成28年分	144万6000円	7万3800円	1万0500円
平成29年分	126万9000円	6万4700円	9000円
平成30年分	225万5000円	13万0600円	1万9500円

ウ 本件各課税期間の①消費税等の課税標準額、②これにより納付すべきこととなる消費税等の額、③賦課される無申告加算税の額は、次表のとおりである。

年度	課税標準額	消費税等の額	無申告加算税の額
平成26年 課税期間	6649万9000円	479万6500円	93万3000円
平成27年 課税期間	2160万0000円	172万8000円	31万9000円
平成28年 課税期間	2808万4000円	224万6600円	42万3000円
平成29年 課税期間	2237万7000円	179万0000円	33万3000円
平成30年 課税期間	3977万3000円	318万1700円	61万1000円

エ 帳簿の作成がなく、仕入れや経費に係る領収書等の保存がないことから消費税等について仕入税額控除が認められない。

4 決定処分等

(1) 久留米税務署長は、本件調査の結果に基づき、令和2年3月10日付けで、別表1及び2の「決定処分額」欄のとおり、本件各処分をした（甲1～10〔各1頁〕）。

(2) 久留米税務署長は、原告の所得税等の事業所得の金額について、要旨次のア～ウのような推計計算をした。

ア 原告が本件帳簿書類等を備え付けていなかったと認められたため、本件銀行口座への入金履歴を基に、原告の取引先を調査することにより、本件各年分の総収入金額（別表3の「合計」欄）を把握した（甲1～5〔各2及び3頁〕、乙7〔1～3頁〕）。

イ 久留米税務署の管轄区域内に事業所を有する自動車小売業、自動車卸売業、自動車整備

業又はその他の車両修理業を営む個人事業の青色申告者のうち、原告の総収入金額（上記ア参照）に基づき、事業規模が原告と同程度等であると判断した同業者（本件類似同業者）を抽出した。

なお、本件類似同業者の抽出に当たっては、久留米税務署の管轄区域内の自動車小売業、自動車卸売業、自動車整備業又はその他の車両修理業を営む個人事業の青色申告者で、本件各年分について、事業所得に係る総収入金額が原告の総収入金額（前記ア参照）の0.5倍以上2倍以下の範囲（別表4の本件各年分の「処分行政庁認定額」欄）にある者を抽出し、さらに、原告の真実の所得に近似した数値が算出できるよう、そこから次の（ア）～（エ）のいずれかの条件に該当する者を除外した上で、抽出条件の全てを満たす者を本件類似同業者として、漏れなく抽出した。

- （ア）年の途中で開業又は廃業した等の事情のある者
 - （イ）事業所所在地が久留米税務署の管轄区域外にある（納税地である住所地は久留米税務署の管轄区域内であるが、事業所所在地が管轄区域外である）者
 - （ウ）青色申告決算書の記載内容から判断して、青色申告専従者が従事している者、業種が異なる者、店舗数が2以上である者及び自動車小売業、自動車卸売業、自動車整備業又はその他の車両修理業以外の事業と兼業している者等、明らかに原告とは業種や業態が異なると認められる者
 - （エ）災害等により経営状態が異常であると認められる者、税務署長から更正または決定処分を受け、これに対して不服申立てを行っている者
- ウ 本件類似同業者（別表5の「処分行政庁認定額」欄に数値の記載があるもの）の本件平均特前所得率を算出した上で、原告の本件各年分の事業所得に係る総収入金額（前記ア参照）に、本件平均特前所得率を乗じて事業所得の金額を推計した（別表6）。

（3）本件各年分の通知書（以下「本件各処分通知書」という。）には、要旨次のような記載がある。

ア 本件所得税等処分に係る不利益処分の理由（甲1～5）

- （ア）原告は、所得税法120条1項の規定により確定申告書を提出する義務がある。
- （イ）本件担当職員が事業所得の金額の計算に必要な帳簿書類の提示を求めたが、原告は、帳簿は作成しておらず、売上げ、仕入れ及び必要経費に係る書類については全て焼却している旨を供述するのみで、事業に係る帳簿書類等を提示しなかった。
- （ウ）事業所得の金額を実額により算定できないため、所得税法156条の規定により事業所得を算出する。
- （エ）原告の事業に係る収入の振込口座（本件銀行口座）を特定し、本件銀行口座から把握した取引先への調査結果を基に総収入金額を算出した。
- （オ）原告の営む業種、業態、事業内容、規模及び事業所所在地において類似していると認められる個人事業の青色申告者における本件平均特前所得率を用い事業所得を算出した。
- （カ）通則法66条の規定により無申告加算税を賦課決定した（平成27年分を除く）。
- （キ）所得税等の確定申告書を提出しなかったことに正当な理由がない。

イ 本件消費税等処分に係る不利益処分の理由（甲6～10）。

- （ア）原告は、消費税法2条及び9条の規定により消費税等の確定申告書を提出する義務がある。

- (イ) 原告の事業に係る収入の振込口座（本件銀行口座）を特定し、本件銀行口座から把握した取引先への調査結果を基に課税標準額を算出した。
- (ウ) 自動車税等の預り金は消費税法2条の規定により課税標準額に算入されない。
- (エ) 仕入税額控除の要件に関する説明及び消費税法30条7項に規定する帳簿書類の提示を求めたが、原告は、帳簿は作成しておらず、請求書等の書類については全て焼却している旨を供述するのみで上記の帳簿書類を提示しなかった。
- (オ) 消費税法30条7項の規定により、課税標準に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することはできない。
- (カ) 通則法66条の規定により無申告加算税を賦課決定した。
- (キ) 消費税等の確定申告書を提出しなかったことに正当な理由がない。

5 審査請求及び裁決

- (1) 原告は、令和2年3月11日、国税不服審判所長に対し、本件調査の手續に違法があること等を理由に、本件各処分全部の取消しを求める審査請求をした（甲11の1及び2）。
- (2) 国税不服審判所長は、令和3年3月4日付けで、本件所得税等各決定処分、平成30年分の所得税等に係る無申告加算税の賦課決定処分並びに平成26年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等に係る各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分について、要旨次のような理由により、その一部を取り消し、その余の各処分に係る請求をいずれも棄却する旨の裁決（本件裁決。甲12〔14～16頁〕）をした（なお、別表1及び2の「裁決額」の欄、別表3～7の「審判所認定額」の欄は、本件裁決により本件各処分の一部を取り消された後の所得税等に係る事業所得の金額、消費税等に係る課税標準額及び事業所得の総収入金額の内訳等である。）。

ア ①本件各年分として久留米税務署長が認定した総収入金額に含まれていた自動車税等の預り金相当額（別表7の「処分行政庁認定額」欄の「左記の内課税取引とならないもの」欄の金額。久留米税務署長は、別表7のとおり、消費税の課税標準額からは当該金額を控除していたが、別表3の「処分行政庁認定額」欄の各取引先の金額からは控除していなかった。）、②平成26年分及び平成28年分として、久留米税務署長が認定した総収入金額のうち、原告の売上げとは認められなかった本件銀行口座への入金額（別表3のうち、平成26年分については、「取引先」欄の「T株式会社」及び「乙」の2件、平成28年分については、「取引先」欄の「U」の1件。なお、②については、消費税の課税標準額からも控除されていなかった。）を除外した（甲12〔13～16頁〕）。

イ 原告の総収入金額は、上記アの結果、減少することとなった。

更に、久留米税務署長が原告の事業所得に係る総収入金額を基礎として抽出する同業者の範囲を決定していたこと（別表4参照）に伴い、本件裁決では、抽出された同業者に相違が生じ、本件平均特前所得率にも相違が生じることとなった（別表5参照。なお、本件各処分と本件裁決において相違が生じたのは、平成26年分及び平成29年分である。）。

もっとも、比率法（同業者率）の前提となる類似同業者を抽出する基礎となる事業に係る総収入金額の認定に相違が生じた以外については、久留米税務署長が本件所得税等各決定処分時に採用した推計方法と本件裁決の推計方法とに相違はない。

6 訴えの提起

原告は、令和3年8月19日、本件各処分全部の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

以上

本件各処分の根拠及び適法性について

1 本件所得税等各決定処分の根拠 (別表8)

原告の本件各年分の所得税等の課税標準等及び税額等は、次のとおりである
(ただし、本件所得税等各決定処分について、本件裁決により一部取り消された後のものをいう。以下同じ。)

(1) 総所得金額 (本件各年分の別表8②欄)

総所得金額については、原告の取引先に対する調査により実額で把握した
本件各年分の総収入金額 (本件各年分の別表6「総収入金額」欄の「審判所
認定額」欄参照) に、本件類似同業者の抽出過程を経て算出した本件平均特
前所得率 (本件各年分の別表6「同業者平均所得率 (%)」欄の「審判所認
定額」欄参照) を乗じて推計した本件各年分の事業所得の金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 (本件各年分の別表8⑦欄)

所得控除の額の合計額は、次のア～エの金額の合計額である。

ア 社会保険料控除の額 (本件各年分の別表8③欄)

社会保険料控除の額は、原告が本件各年分において久留米市に支払った
国民健康保険料の金額である。

イ 配偶者控除の金額 (本件各年分の別表8④欄)

平成26年分及び平成27年分において、原告の配偶者が控除対象配偶
者(所得税法2条1項3.3号[平成29年法律第4号による改正前のもの])
に該当することから、同法83条(平成29年法律第4号による改正前の
もの)に規定する金額である。

ウ 扶養控除の金額 (本件各年分の別表8⑤欄)

平成26年分及び平成27年分において、原告の子が控除対象扶養親族
(所得税法2条1項3.4号の2)に該当することから、同法84条に規定

する金額である。

エ 基礎控除の金額（本件各年分の別表 8 ⑥欄）

基礎控除の金額は、所得税法 86 条（平成 30 年法律第 7 号による改正前のもの）に規定する金額である。

5 (3) 課税される総所得金額（本件各年分の別表 8 ⑧欄）

課税される総所得金額については、前記(1)の総所得金額（本件各年分の別表 8 ②欄）から前記(2)の所得控除の額の合計額（本件各年分の別表 8 ⑦欄）を差し引いた後の金額（本件各年分の別表 8 ⑧欄）（ただし、通則法 118 条 1 項により 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

10 (4) 納付すべき税額（本件各年分の別表 8 ⑫欄）

納付すべき税額は、次のア及びイの合計金額（ただし、通則法 119 条 1 項により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

ア 算出税額（本件各年分の別表 8 ⑨欄）

15 算出税額は、前記(3)の課税される総所得金額（本件各年分の別表 8 ⑧欄）に所得税法 89 条 1 項に規定する税率（課税総所得金額 195 万円以下の部分につき 5%、195 万円を超え 330 万円以下の部分につき 10%）を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税額（本件各年分の別表 8 ⑩欄）

20 復興特別所得税額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 13 条の規定により算出した金額である。

2 本件所得税等各決定処分の適法性

25 原告の本件各年分の納付すべき税額は、前記 1 のとおり別表 8 ⑫欄の金額であるところ、当該金額は、本件所得税等各決定処分の所得税等の納付すべき税額（本件各年分の別表 1 「裁決額」欄の「納付すべき税額」欄と同額）と同額であることから、本件所得税等各決定処分は、いずれも適法である。

3 本件所得税等各賦課決定処分の根拠及び適法性について（本件各年分の別表
8 ⑮欄）

(1) 無申告加算税の法令の規定

5 通則法 66 条 1 項は、納税義務者が納税申告書を提出せず、同法 25 条（決
定）の規定による決定があった場合には、当該納税者に対し、その決定に基
づき同法 35 条 2 項の規定により納付すべき税額に 100 分の 15 の割合を
乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課すこととし（同項 1 号）、
期限内申告書の提出がなかったことに正当な理由があると認められる場合
は、この限りでない（同項ただし書）旨を規定している。

10 また、通則法 66 条 2 項は、同条 1 項の規定に該当する場合において、同
項に規定する納付すべき税額（同項 2 号の修正申告書の提出又は更正があつ
たときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が 50 万円を超え
るときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規
定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額に 100 分の 5 の
15 割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨を規定している。

(2) 平成 26 年分、平成 28 年分、平成 29 年分について

前記 2 のとおり、平成 26 年分、平成 28 年分及び平成 29 年分を含む本
件所得税等各決定処分はいずれも適法であり、また、原告において、期限内
申告書の提出がなかったことに正当な理由があるとは認められない。そして、
20 平成 26 年分、平成 28 年分及び平成 29 年分の所得税等各決定処分に伴っ
て賦課される無申告加算税の額は、前記 1(4)の納付すべき税額（上記各年分
の別表 8 ⑫欄）（ただし、通則法 118 条 3 項により 1 万円未満の端数金額
を切り捨てた後のもの。後記(3)において同じ。上記各年分の別表 8 ⑬欄参照）
を基礎として、これに通則法 66 条 1 項の規定に基づき 100 分の 15 の割
25 合を乗じて算出した金額（上記各年分の別表 8 ⑮欄）であり、これは、平成
26 年分、平成 28 年分、平成 29 年分の所得税等に係る無申告加算税の各

賦課決定処分における無申告加算税の額（別表1の「決定処分量」欄の「無申告加算税の額」欄）と同額であるから、上記各賦課決定処分は、いずれも適法である。

(3) 平成30年分について

前記2のとおり、平成30年分を含む本件所得税等各決定処分はいずれも適法であり、また、原告において、期限内申告書の提出がなかったことに正当な理由があるとは認められない。そして、平成30年分の所得税等の決定処分に伴って賦課される無申告加算税の額は、前記1(4)の納付すべき税額（平成30年分の別表8⑫欄、同⑬欄参照）を基礎として、これに通則法66条1項の規定に基づき100分の15の割合を乗じて算出した金額（平成30年分の別表8⑮欄）であり、これは、平成30年分の所得税等に係る無申告加算税の賦課決定処分における無申告加算税の額（別表1の「裁決額」欄の「無申告加算税の額」欄）と同額であるから、上記賦課決定処分は適法である。

(4) したがって、本件所得税等各賦課決定処分は、いずれも適法である。

4 本件消費税等各決定処分の根拠（別表9）

原告の本件各課税期間に係る各基準期間における課税売上高（別表9の【本件各課税期間の「本件各課税期間に係る基準期間における課税売上高」】欄参照）は、いずれも1000万円を超えているから、原告は本件各課税期間の課税事業者（申告義務がある者）に該当する（消費税法9条〔平成27年3月31日以前の課税資産の譲渡等に係るものは、平成27年法律第9号による改正前のもの〕1項参照）ところ、被告が本件において主張する原告の本件各課税期間の課税標準等並びに納付すべき消費税額及び納付すべき譲渡割額（地方消費税額）は、次のとおりである（ただし、平成26年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等の各決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のものをいう。以下同じ。）。

(1) 課税標準額

ア 平成26年課税期間及び平成28年課税期間の課税標準額は、別表7の「審判所認定額」欄の「課税取引金額」欄の「合計額」欄の金額を基礎として、当該金額から当該取引に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を控除した金額（ただし、通則法118条1項により、1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記イにおいて同じ。）である（別表9の「課税標準額」欄参照）。

イ 平成27年課税期間、平成29年課税期間及び平成30年課税期間の課税標準額は、別表7の「処分行政庁認定額」欄の「課税取引金額」欄の「合計額」欄の金額を基礎として、当該金額から当該取引に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を控除した金額である（別表9の「課税標準額」欄参照）。

(2) 課税標準額に対する消費税額

前記(1)の「課税標準額」に消費税法29条に規定する税率（平成26年3月31日以前の課税資産の譲渡等に係るものは、平成24年法律第68号による改正前のものであり、税率100分の4。平成26年4月1日以後の課税資産の譲渡等に係るものは平成28年法律第15号による改正前のものであり、税率100分の6.3。）を乗じた金額が、本件各課税期間における「課税標準額に対する消費税額」である。

具体的には、平成26年課税期間～平成30年課税期間の課税標準額に対する消費税額は、別表9②欄の金額である。

(3) 控除対象仕入税額

ア 消費税法30条（平成26年3月31日以前の課税仕入れについては、平成24年法律第68号による改正前のもの。平成26年4月1日以後の課税仕入れについては、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）1項は、「事業者（中略）が、国内において行う課税仕入れ（中

略) については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額(中略)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(中略)を控除する。」と規定するが、同条7項は、「第1
5 項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合〔中略〕その他の政令で定める場合における当該課税仕
10 入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ(中略)等の税額については、適用しない。」と規定し、消費税法施行令50条(平成31年政令第99号による改正前のもの。以下同じ。)1項は、「法(引用者注:消費税法)第30条第1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日
15 から2月(中略)を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。」と規定する。

イ また、事業者が、消費税法施行令50条1項の定めるとおり、消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、同法62条(現行法では削除され、通則法74条の2で規定している。)に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同法
20 30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(中略)を保存しない場合」に当たり、同項ただし書に当たらない限り、同条1項の規定は、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、適用されないこととなる(最高裁平成
25

16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁参照)。

ウ これを本件についてみると、原告は、本件帳簿書類等を備え付けていないものと認められた。

したがって、原告は、消費税法30条7項にいう帳簿及び請求書等を「保存しない」場合に当たるから、同法30条1項の適用はなく、本件各課税期間の控除対象仕入税額は、いずれも認められない。

(4) 納付すべき税額

前記(2)の金額から、前記(3)の金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。ただし、原告については、前記(3)のとおり、控除対象仕入税額はいずれも存在しない。

具体的には、平成26年課税期間～平成30年課税期間の納付すべき税額は、別表9④欄の金額である。

(5) (地方消費税の) 課税標準となる消費税額

前記(4)の金額と同額である(地方税法72条の82)。

具体的には、平成26年課税期間～平成30年課税期間の地方消費税の課税標準額となる消費税額は、別表9⑤欄の金額である。

(6) (地方消費税の) 納付すべき譲渡割額

地方消費税の課税標準となる消費税額である前記(5)の金額に、地方税法72条の83(平成26年3月31日以前の課税資産の譲渡等に係るものは、平成24年法律第69号による改正前のものであり、税率100分の25。平成26年4月1日以後の課税資産の譲渡等に係るものは、平成28年法律第15号による改正前のものであり、税率63分の17。)の税率を乗じた金額である。

具体的には、平成26年課税期間～平成30年課税期間の地方消費税の納付すべき譲渡割額は、別表9⑥の欄の金額である。

(7) 納付すべき消費税等の合計税額

前記(4)の金額と前記(6)の金額との合計金額である。

具体的には、平成26年課税期間～平成30年課税期間の納付すべき消費税等の合計税額は、別表9⑦欄の金額である。

5 5 本件消費税等各決定処分⁵の適法性

(1) 平成26年課税期間及び平成28年課税期間について

原告の平成26年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等の納付すべき税額は、前記4(7)のとおり別表9⑦欄の金額であるところ、この金額は、上記各課税期間の消費税等の各決定処分（本件裁決により一部取り消された後のもの）と同額であることから（別表2の「裁決額」欄の「納付すべき消費税等の合計税額」欄）、上記各決定処分は、いずれも適法である。

(2) 平成27年課税期間、平成29年課税期間及び平成30年課税期間について

原告の平成27年課税期間、平成29年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等の納付すべき税額は、前記4(7)のとおり別表9⑦欄の金額であるところ、この金額は上記各課税期間の消費税等の各決定処分と同額であることから（別表2の「決定処分類」欄の「納付すべき消費税等の合計税額」欄）、上記各決定処分は、いずれも適法である。

(3) したがって、本件消費税等各決定処分は、いずれも適法である。

20 6 本件消費税等各賦課決定処分²⁰の根拠及び適法性

(1) 平成26年課税期間及び平成28年課税期間について

前記5(1)で述べたとおり、平成26年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等の各決定処分はいずれも適法であり、また、通則法66条1項ただし書に規定する、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められない。

そして、上記各課税期間の消費税等の各決定処分に伴って賦課される無申

告加算税の額は、前記4(7)の納付すべき消費税等の合計税額（ただし、通則法118条3項により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記(2)において同じ。）を基礎として、これに通則法66条1項の規定に基づき100分の15の割合を乗じて算出した金額と同条2項に基づき前記4(7)の納付すべき消費税等の合計税額から50万円を控除した残額に100分の5の割合を乗じて算出した金額の合計額（別表9⑫欄）であり、これは、本件の上記各課税期間の消費税等に係る無申告加算税の各賦課決定処分における無申告加算税の額（本件裁決により一部取り消された後のもの）（別表2「裁決額」欄の「無申告加算税の額」欄参照）と同額であるから、上記各賦課決定処分はいずれも適法である。

(2) 平成27年課税期間、平成29年課税期間及び平成30年課税期間について

前記5(2)で述べたとおり、平成27年課税期間、平成29年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等の各決定処分はいずれも適法であり、また、通則法66条1項ただし書に規定する、期限内申告書の提出がなかったことに正当な理由があるとは認められない。

そして、上記各課税期間の消費税等の各決定処分に伴って賦課される無申告加算税の額は、前記4(7)の納付すべき消費税等の合計税額を基礎として、これに通則法66条1項に基づき100分の15の割合を乗じて算出した金額と同条2項に基づき前記4(7)の納付すべき消費税等の合計税額から50万円を控除した残額に100分の5の割合を乗じて算出した金額の合計額（別表9⑫欄）であり、これは、本件の上記各課税期間の消費税等に係る無申告加算税の各賦課決定処分における無申告加算税の額（別表2「決定処分類」欄の「無申告加算税の額」欄）と同額であるから、上記各賦課決定処分は、いずれも適法である。

(3) したがって、本件消費税等各賦課決定処分は、いずれも適法である。

以上

当事者の主張

1 争点1 (事業所得の金額算出における推計の合理性の有無)

(被告の主張)

本件所得税等各決定(ただし、本件裁決により取り消された後のもの)における原告の所得税等の事業所得の金額に係る推計は、本件裁決が認定した総収入金額を基礎として、処分行政庁が本件所得税等各決定処分時に採用した推計方法(以下「本件推計」という。)によるものであるところ、本件推計は、以下のとおり、合理的である。

(1) 本件類似同業者に自動車販売業を選定することに合理性が認められること

次のア～エの事情によれば、原告は、中古車販売業を営んでいたと認められ、中古車仲介業等を営んでいたとは認められないことからすれば、久留米税務署長が本件類似同業者の選定に当たり、自動車整備業のみならず自動車販売業も含めて抽出したことに合理性は認められるというべきである。

ア 原告が取引先に対して発行した見積書、請求書等(甲8の1～6)には、①⑦部品代金及び作業工賃の合計額に消費税を加算した金額、④車両本体価格に消費税を加算した金額又は③見積金額等のみが記載されており、(⑦部品代金又は④車両本体価格等が)預り金に相当する旨の記載又は売上金額から控除すべき預り金を区分した記載はなかった。これらの請求書等には車両本体の売買の事実が示されており、その文面に照らせば、原告が、自動車整備業のみならず、中古車販売業も営んでいたことは明らかである。

仮に、原告が代理購入又は代理販売を営んでいたのであれば、車両本体価格は、会計処理上は通過勘定である「預り金」となり、少なくとも、原告の帳簿、見積書及び請求書上、車両本体価格に相当する預り金の額と原告がした代理購入又は代理販売行為に対する報酬として支払われるべき原告の売上である仲介手数料の金額とは、区分して表示されなければならない(所得税法232条1項、所得税法施行規則102条2項、所得税法施行規則第102条第1項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件〔令和3年財務省告示第81号による改正前のもの〕1項・別表一(イ)(一)参照)にもかかわらず、そのような帳簿や請求書、見積書等の資料はない。また、本件調査期間を通して、原告の主張する中古車販売仲介業等を営んでいることを裏付ける資料等は、一切提出されていない。

イ 原告が自動車販売仲介業における中古車の代理購入・代理販売に係る取引であると主張する別紙6の2記載の取引(以下「本件各取引」という。)のうち、代理販売に係る取引とされるもの(10)は、本件担当職員が行った原告の取引先に対する調査の結果(乙20の2)に照らすと、原告が、平成26年2月～平成30年6月に開催されたSにおいて、自ら、各車両を出品し、それらの落札者に対してこれらを売却し、本件取引先⑩を介して、それらの代金として支払を受けたものである。

また、代理購入に係る取引とされるもの(〔信販会社との取引〕1、3、13。〔購入者との取引〕2、4～9、11、12、14、15)は、本件担当職員が行った原告の取引先に対する調査の結果に照らすと、いずれも、原告が、自ら、各取引先に対し、車両を売却するなどしたものである。

ウ 原告が利用していた各オークションは、いずれも古物商許可証を有する事業者同士が取引を行うものであるから、上記各オークションを利用して成立した車両の取引は、中古車販売業者間における直接の販売（業販）取引と同様の性質を有するものと解される。そして、中古車販売業者には、在庫リスクを軽減するために必要最小限の在庫しかもたず、固定顧客については希望の条件を確認した上で、商品をオークションで買い付け、即時販売する方式で経営する事業者も存在するところ、本件各取引のうち、オークションを利用した取引については、そのような取引慣行にも合致するものといえるから、本件各取引が中古車販売業における車両販売であったことを裏付ける。

また、上記各オークションの規約で定められたオークションの仕組みに照らすと、上記各オークションにおける落札車両の売買契約の法律関係は、出品者と落札者との間でのみ生じており、その他の第三者には生じておらず、同契約の当事者は出品者と落札者であると解され、原告が関与した契約における当事者は原告であり、原告に落札を依頼した顧客ではなく、このことは、落札した車両の代金が出品者又は落札者自身の間で出入金がされていることから裏付けられる。

エ 原告は、本件各取引の当時においても、中古車の売買取引をすることが可能なインターネットサイトにおいて、「販売店」として、在庫車両等の情報を掲載し（乙21の5、34）、現に、原告からインターネット上の在庫車両を購入した顧客が存在すること（乙34）に照らすと、販売目的で車両を保有し、少なくともその一部は自らの事務所で陳列するなどした上で販売していた。

(2) 原告が銀行口座への入金により受領した金額（ただし、本件裁決において認定された金額）を事業所得の総収入額とすべきであること

ア 本件推計においては、原告が、中古車販売業を営んでいたことを前提として、本件銀行口座への入金履歴を基に、原告の取引先を調査することにより、本件各年分の総収入金額の実額を把握しており、当該実額（ただし、本件裁決において認定された金額）を推計の基礎とした。

すなわち、前記（1）のとおり、原告は、中古車販売業を営んでいたと認められ、中古車販売仲介業等を営んでいたとは認められない。

仮に、原告が、中古車販売仲介業を営み、個々の取引において、売主から中古車の引渡しを受け、これをオークション等で販売し、その代金を預かった上で、委託販売手数料を受け取る契約になっていたとすれば、原告は、そのような経理処理をして売主から受託販売手数料を受領することになると考えられるが、原告は、自身の事業所得に関する領収証や請求書等の書類を提示せず、本件帳簿書類等を備え付けていなかったと認められ、上記契約の存在及び内容等を裏付ける事実を確認することはできない。また、原告の取引先に対する調査で取得した請求書等の写しには、車両本体価格が預り金に相当する旨の記載や売上金額から控除すべき預り金のあることを示した記載もない。なお、オークションの会員名義が原告ではなく、弟であることは、便宜上用いられた名義貸しに過ぎず、オークションを利用した取引に係る売上げは、事業主である原告に帰属する。

そして、処分行政庁は、原告が本件帳簿書類等を備え付けていなかったことから、「1単位当たりの収入金額」や期首・期末の資産負債の増減額等を把握することができなかつた上、直接資料によりその収支の状況を明らかにすることもできなかつた。そのため、本

件各年分の事業所得の金額を算出するのに、効率法や資産増減法を用いることができず、また、申告実績も帳簿書類もないことから、比率法（本人比率）も用いることができなかつた。

よって、処分行政庁が、原告が中古車販売業を営んでいると認めた上で、本件所得税等処分における推計方法として比率法（同業者率）を用いることとし、車両本体価格を含めた本件銀行口座への入金履歴をもとに原告の取引先を調査し、事業所得の総収入額を認定したことは、合理的であるといえる。

イ 原告は、本件消費税等各決定処分における所得税等の課税標準額の算定についても、推計がされていることを前提としてその推計が不合理であると主張するが、消費税等の課税標準額の算定においては、所得税法156条に基づき推計したものでなく、唯一把握できた本件銀行口座への入金履歴を基に原告の取引先を調査し、本件各年分の総収入金額を実額で確定させ、その総収入金額から、本件各課税期間の消費税等の課税取引金額を算出し、課税標準額を算出したのであるから、原告の主張は、その前提を欠く。また、原告は、算出した課税標準額の中に預り金が含まれているとも主張するが、原告の取引先に対する調査で取得した請求書等に車両本体価格が預り金に相当するという趣旨の記載もなく、原告の上記主張を裏付けるような資料もない。

（原告の主張）

（1）本件類似同業者に自動車販売業を選定することが不合理であること

ア 次の（ア）～（カ）のとおり、原告の主たる事業は自動車整備業であつて、中古車の代理販売や代理購入は副次的に行っているに過ぎず、中古車販売業を営んでいない。したがつて、自動車販売業を行う者も対象にして本件類似同業者を選定した処分行政庁の判断は、事実の基礎に誤りがあり、不合理である。

（ア）原告が行う代理販売は、①顧客から中古車の代理販売の依頼を受け、原告は、顧客の希望販売価格を踏まえて、中古車オークション会社に当該中古車を出品するか又はインターネット上の中古車販売会社のサイトに当該中古車を掲載するなどして、顧客の代わりに販売し、②オークション会社や中古車販売会社を通じて当該中古車の購入申込みがあつた場合、原告は、顧客に確認した上で当該申込者に販売するかどうか判断し、③販売する場合、オークション会社や購入希望者から原告の預金口座に代金の振込み（又は現金の支払）があれば、当該自動車をオークション会社を通じて又は直接購入者に引き渡す（陸送する場合もある。）とともに、顧客から預かつた車検証等の名義変更の必要書類をオークション会社を通じて又は直接購入者に交付し、購入者が名義変更手続を行う（売買契約書は作成しない。）、④原告は買主から預かつた上記販売代金を顧客に現金又は振込みで交付するというものである。このような取引の流れに照らせば、売買契約書はないが、中古車の売買契約が原告の顧客（売主）と当該中古車の購入者（買主）との間で締結されていることは明らかであり（当該中古車の名義も顧客から購入者に変更されている。）、原告は顧客の代理人にすぎない。

（イ）原告が行う代理購入は、①顧客から中古車の代理購入の依頼があると、原告は、中古車のオークションを行う会社のホームページや同社のオークション会場で依頼があつた中古車が出品されているかを確認し、出品されていれば、顧客に当該中古車の情報を確認してもらつた上で、購入するかどうか判断してもらふ（中古車オークションは会員制

であるため、顧客自らがオークションに参加することはできない。)、②顧客が中古車の購入を決めれば、原告は顧客から代金を現金で預かって原告の預金口座に入金するか、または顧客が原告の預金口座に代金を振り込み、原告はオークション会社に購入申込みを行う(代金未払のリスクを回避するため、原告は顧客から代金を預かってから購入申込みを行うことが多い。)、③オークションで中古車を購入できた場合には、原告が顧客から預かった代金をオークション会社に現金又は振込みにより支払い、それと引き換えにオークション会社から、当該中古車の引渡しや、同社が出品車(売主)から預かった名義変更の必要書類等の交付を受け(売買契約書は作成しない)、原告は、原告の事務所で当該顧客に当該中古車や上記必要書類を引き渡し、当該顧客において名義変更手続を行うというものである。このような取引の流れに照らせば、売買契約書はないものの、中古車の売買契約が原告の顧客(買主)と当該中古車をオークションに出品した者(売主)との間で締結されていることは明らかであり(当該中古車の名義も上記出品者から顧客に変更されている)、原告は顧客の代理人にすぎない。

(ウ) 原告が行う代理販売及び代理購入においては、買主や売主は、契約の相手方が誰であるのか、また代理購入又は代理販売なのかどうかといった点に関心が低いので、原告が代理人であると積極的に明らかにして取引を行うことはない。なお、原告が売却した中古車の登録事項等証明書において、原告が所有者として登録された履歴はない。

(エ) 原告が行う代理販売及び代理購入に関し、原告は顧客から手数料として2万円～5万円程度を支払ってもらったり、売買対象の中古車の整備費用等を支払ってもらうことがあるが、顧客が自動車整備関係の常連客の場合には無償で対応することも珍しくない。

(オ) 原告が行う代理販売及び代理購入の事業内容は、前記(ア)及び(イ)のとおりであり(処分行政庁や国税不服審判所が原告の収入として認定した取引のうち、原告の中古車の代理購入、代理販売の取引に係るものにつき、別紙6-2を参照)、原告は、自ら中古車を仕入れて顧客に販売したり、顧客の中古車を自ら買い取り、一般消費者に販売(転売)したりする自動車販売業を営んでいるわけではない。原告の上記事業と自動車販売事業とでは、①取引の頻度(原告の取引は少ない)、②仕入の有無(原告は仕入れがない)など経費の種類及び金額のほか、③事業収入の多寡(原告は無報酬かわずかな手数料をもらうだけ)等が全く異なり、それゆえ所得率や差益率等も全く異なるのであるから、処分行政庁が本件の推計課税に用いる原告の類似同業者として自動車販売業を営む事業者を選定したことは不合理である。

(カ) 被告が主張する中古車販売業者と原告の取引方式は全く異なるほか、各オークションの規約に係る被告の解釈は不正確であり、規約を根拠に、原告が売買契約の当事者であったとは判断できず、実際に原告に対し、中古車の販売や購入の代行を依頼した顧客の説明からすれば、原告は、あくまでも、購入代行や販売代行を行っていたにすぎないことは明らかである。

イ 仮に、原告が中古車販売業者であったとしても、中古車販売業者の業種、業態、事業規模は様々であるが、本件類似同業者につき、具体的な業種、業態、事業規模が明らかでないため、本件類似同業者の選定の合理性は認められない。

(2) 本件推計の基礎とされる事業所得総収入の誤り

ア 原告は、自動車整備事業を行っており、顧客へのサービスとして、副次的に顧客の自動

車を代理して販売し、また顧客の希望する自動車を代理して購入することがあるが、その手数料は数万円（2～5万円）又は無償である。

イ 原告は、前記（1）アのとおり、自動車販売業を営んでおらず、上記入金額には事業収入に含まれない預り金が多数含まれている。すなわち、原告は、自動車整備業を行いつつ、顧客へのサービスとして、オークション等を利用して顧客の希望する中古車を顧客の代理人として購入したり、顧客所有の中古車を顧客の代理人として販売するなどしていたが、その際、原告は、中古車の売却代金や購入代金を売主や買主から預かり、本件口座に入金していたのであり、これらは預り金であるから、原告の事業収入ではない。

処分行政庁は、本件所得税等各決定処分及び本件消費税等各決定処分に当たり、原告が自動車販売業を営んでいることを前提として、原告の事業収入について、本件口座への入金額を基礎として推計したが、上記預り金を事業収入から控除することなく、単に原告の事業用口座への入金額を基本にして原告の事業収入を推計したことには、誤りがある。

ウ 仮に、オークションの規約に関し、被告の解釈（オークションの出品会員と落札会員との間で中古車の売買契約が成立する）を前提とした場合、各オークションの会員名義は原告ではなく、原告と同じ事務所で働く弟であるため、いずれにしても、当該売買契約の売上を、原告の事業収入として計上することはできない。

エ 仮に、原告が自動車販売を行っていたとしても、原告は、売買代金と自動車税やリサイクル預託金等の諸費用を区別して顧客に請求しているから、同取引における諸費用を預り金ではなく、収入として認定するのは誤りである。

2 争点2（税務調査手続の違法性）

（原告の主張）

（1）処分行政庁の担当職員（本件担当職員）は、令和2年3月3日に本件税務調査が終了した際、原告に対し、課税金額やその算定理由について十分な説明を行うとともに、原告からの質問に回答する義務があった（通則法74条の11第2項）。

しかし、本件担当職員は、課税金額の算定理由として、原告の事業所得及び課税標準額の推計方法や取引先別の収入の合計金額を説明するのみで、原告が以前から質問していた収入の取引先別の取引年月日、取引金額、決済方法及び取引内容を説明しておらず、上記説明義務に違反した。

なお、本件調査における調査報告書（乙2）には、令和元年9月25日の調査において、原告や税理士が、本件担当職員に対し、取引先ごとの事業収入の内訳について質問したところ、本件担当職員が当該調査報告書の別紙3「売上げ（全体）」（以下「本件内訳資料」という。）を示して説明した旨の記載がある。しかし、原告や税理士は、本件内訳資料を見ておらず、取引先ごとの事業収入の内訳について本件担当職員から全く説明を受けていないのであって（その後の本件調査手続においても全く説明を受けていない）、前記調査報告書のうち本件内訳資料の説明に関する部分の記載は事実でない。

（2）処分行政庁は、本件銀行口座への入金額＝原告の事業収入と認定しているわけではない。言い換えれば、処分行政庁が認定した原告の取引先ごとの事業収入（合計金額）と、本件銀行口座の取引先ごとの入金額の合計は必ずしも一致しない。それゆえ、処分行政庁の認定した取引先ごとの事業収入の内訳が分からなければ、原告にとっては、上記事業収入がどの取引を対象にしたものか分からず、上記事業収入の中にどの程度預り金が含まれているのか判

断できない。

以上からすれば、本件担当職員は、本件調査の結果を原告に説明する際、通則法74条の11第2項に定める処分の「理由」として、上記内訳を明らかにする必要があったといえ、これを怠っている以上、本件調査手続には、上記通則法違反という重大な瑕疵がある。

(3) したがって、本件調査の手続には通則法74条の11第2項違反という重大な瑕疵があるから、本件各処分は、違法である。

(被告の主張)

(1) 税務調査手続の単なる瑕疵は更正処分に影響を及ぼさず、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その処分に取消原因があると解される。

(2) 本件担当職員は、本件調査終了の際の令和2年3月3日に、原告に対し、「所得税の計算」、「消費税の計算(本則)」、「納税額合計一覧表」、「事業所得に係る総収入金額」、「基準期間における課税売上高」及び「課税期間分の課税標準額」と題した計算書類を提示し、口頭で、前提事実3(4)イのとおり、説明し、期限後申告の勧奨を行った。その際、本件担当職員は、原告に対し、本件調査に係る調査結果の内容の説明として、①本件各処分をすべき理由があると認められること、②本件帳簿書類等の保存がないことから、事業所得の金額は、本件類似同業者の本件平均特前所得率を用いて算出したこと、③税目及び課税期間ごとの、本件各処分をすべきと認めた額(所得税等の課税される所得金額、消費税等の課税標準額、納付すべき本税の額及び無申告加算税の額)、④判断の根拠となる事実を説明した上で、仕入税額控除を適用することができないと判断した過程を説明した。

(3) 本件調査の終了の際の説明内容(上記(2))は、通則法74条の11第2項に規定する「調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)」の全てに及んでおり、納税者に対する説明責任の観点からも、その義務を果たしたといえる。すなわち、通則法74条の11第2項に規定する「更正決定等をすべきと認めた額」とは、調査担当職員が調査結果の内容を説明する時点において得ている情報に基づいて合理的に計算した課税標準等、税額等、加算税又は過怠税の額をいい、原告が主張する「処分行政庁の認定した取引先ごとの事業収入の内訳」は、これには含まれない。また、通則法74条の11第2項に規定する「更正決定等をすべきと認めた(中略)理由」は、原告には本件各年分の所得税等について申告の義務がある(所得税法2条1項3号、120条1項)にもかかわらず無申告であり、本件各課税期間の消費税等について、申告義務のある課税事業者であるにもかかわらず無申告であったことであり、原告が主張する「処分行政庁の認定した取引先ごとの事業収入の内訳」は、これには含まれない。

(4) よって、本件調査の手続は、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の程度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものと評価を受けるものではなく、本件各処分は、原告主張の取消原因を有しない。

3 争点3(理由付記の不備の有無)

(原告の主張)

(1) 処分行政庁は、本件調査時の反面調査において、原告の取引先から、原告との取引内容・決済方法など取引の内訳がわかる請求等の資料を入手したから(乙7[4頁])、当該資料に

基づき、本件内訳資料のように取引先ごとの事業収入の内訳を把握していたはずなので、本件各処分通知書に事業収入の内訳を明らかにすることは容易であったといえる。

処分行政庁は、原告の事業所得及び課税標準額を推計するに当たり、原告の事業用口座への入金額を基本として事業収入を推計しており、上記入金額には預り金も含まれているが、事業収入の内訳（取引先毎の事業収入）について説明していない。

また、処分行政庁は、本件各処分に当たり、原告の事業収入について、本件銀行口座への入金履歴を基に、原告の取引先を調査することにより判断したが、本件銀行口座への入金額＝原告の事業収入と認定しておらず（したがって、本件各処分通知書記載の①原告の取引先ごとの収入（合計金額）と②本件銀行口座への取引先ごとの入金合計額が必ずしも一致しない。）、本件各処分通知には①と②の差額についての説明がない。

原告としては、久留米税務署長が認定した事業収入がどの取引を対象にしたものか分からず、上記収入の中にどの程度預り金が含まれているのかなどについて判断することができず、本件各処分の前提となる事実関係（取引内容）を本件各処分通知書の記載自体から知し得ず、審査請求や取消訴訟等の不服申立手続において、本件各処分の違法性を争う上で大きな障害となる。

- (2) 本件各処分通知書は、上記(1)のとおりであるところ、処分行政庁が取引先ごとの事業収入の内訳を説明することが容易であったにもかかわらずこれを説明せず、その結果、本件各処分に対する原告の不服申立てに支障を来しているのであるから、本件各処分通知書記載の理由は、理由付記制度の趣旨を没却するものであって、行手法14条1項に反し違法である。

(被告の主張)

- (1) 本件各処分通知書には、前提事実4(3)のとおり、法律上の根拠である関係法令等及び判断の根拠となる事実の記載があることからすれば、処分行政庁が、本件各処分通知書の不利益処分の理由として、法律上及び事実上の根拠を記載していることは、明らかである。
- (2) 青色申告に対する更正のように、記帳や帳簿等の保存が十分な事業所得者等の場合には、帳簿等と対比して、具体的な取引内容を明らかにして、根拠を示すこととなるが、原告のように、そもそも本件帳簿書類等が保存されていない場合には、このような措置を行うことも困難であるから、本件では、本件各年分の取引先ごとの収入金額を記載したものである。その上で、本件担当職員が、前提事実3(4)イのとおり、原告に対し、本件類似同業者の本件平均特前所得率を用いて所得税法156条の規定により事業所得の金額を算出した旨を説明し、推計課税の必要性及び合理性についても説明したことからすれば、いかなる事実に基づき、いかなる法令を適用して処分したのかを了知し得る程度に記載されたものといえる。
- (3) また、本件各処分通知書には、処分行政庁が、原告の自動車販売又は自動車整備の事業に係る取引先であると認定した取引先名、本件各年分の取引先ごとの収入金額又は課税標準額、及びこれらが原告の取引先への調査結果に基づいていることが記載されている。これらの記載によれば、処分行政庁による原告の取引先の認定が恣意的なものでないことは明らかといえる。また、本件訴訟における争点に照らせば、原告においても、処分行政庁が原告の取引先を自動車販売業に係るものと認定したことを踏まえて不服申立てをすることが可能であったといえる。そうすると、税務署長の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制し、処分の理由を知らせて不服の申立てに便宜を与えるという理由付記制度の趣旨からすれば、本

件各処分の理由の記載としては十分といえ、原告が主張するように、取引先ごとの事業収入の内訳について記載することまでは要しないといえる。

- (4) よって、本件各処分通知書に記載された不利益処分の理由は、処分行政庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足しており、不利益処分の理由の付記として行手法14条1項に反するものではない。

以上

原告の主張に係る中古車の代理販売・代理購入の取引

処分行政庁や国税不服審判所が原告の収入として認定した取引のうち、原告の中古車の代理購入、代理販売の取引に係るもの（本件各取引。以下、取引先は、その番号に応じ、「本件取引先①」等と略称する。）は、次表のとおりである。

番号	取引先	取引状況
1	株式会社V	平成26年（審判所認定額552万340円） 平成27年（審判所認定額477万9300円） 平成28年（審判所認定額104万8800円） 平成29年（審判所認定額248万2900円） 平成30年（審判所認定額681万2179円）
2	戊	平成27年（審判所認定額104万5200円）
3	株式会社W	平成26年（審判所認定額210万円） 平成28年（審判所認定額50万円）
4	丙	平成30年（審判所認定額100万円）
5	X	平成26年（審判所認定額170万円）
6	株式会社Y（※）	平成27年（審判所認定額160万円）
7	Z	平成30年（審判所認定額400万円）
8	a	平成30年（審判所認定額82万4844円）
9	b	平成30年（審判所認定額58万円）
10	株式会社d	平成26年（審判所認定額260万4600円） 平成27年（審判所認定額326万2680円） 平成28年（審判所認定額728万8920円） 平成29年（審判所認定額368万640円） 平成30年（審判所認定額403万9200円）
11	株式会社e	平成26年（審判所認定額1580万円）
12	f	平成30年（審判所認定額569万2292円）
13	T株式会社	平成26年（審判所認定額570万5040円）
14	g	平成30年（審判所認定額56万6430円）
15	株式会社h	平成29年（審判所認定額421万5468円）

（※）同社は、平成27年当時、その設立前であり、その代表者が同様の屋号により個人事業を営んでいた（乙37）。したがって、㊦当該個人事業を営んでいた代表者と㊧その後に設立された同社を特に区別せず、「本件取引先⑥」と表記する。

以上

本件各取引の状況

1 本件取引先①

(1) 事実認定

ア 原告は、その顧客から依頼を受けてオークションで対象の車を探したところ、当該顧客が次表の「車両・形式」欄記載の中古車を購入することを決定したこと（ただし、原告と当該顧客との間の契約の具体的条件等は、次表に掲げる事項を除き、不明である。）から、次表のとおり、原告、当該顧客及び本件取引先①との間で立替払契約（クレジット契約）を締結した（甲21、乙11）。

	顧客	時期（遅くとも） 〔支払日〕	車両・形式	立替払金 (クレジット取組金額)
1	顧客①A	平成26年4月 〔同月11日〕	グロリア・ 平成11年	48万9840円 (48万円) ※
2	顧客①B	平成26年5月 〔同月8日〕	クラウン・ 平成15年	140万円 (140万円)
3	顧客①C	平成26年6月 〔同月18日〕	アルファード・ 平成19年	165万円 (165万円)
4	顧客①D	平成26年9月 〔同月2日〕	プリウス・ 平成21年	138万円 (138万円)
5	顧客①E	平成26年9月 〔同月26日〕	グロリア・ 平成15年	60万円 (60万円)
平成26年度合計			552万0340円	
6	顧客①F	平成27年1月 〔同月21日〕	ハイゼットカーゴ・ 平成21年	73万4760円 (72万円) ※
7	顧客①G	平成27年2月 〔同月17日〕	セルシオ・ 平成17年	61万2300円 (60万円) ※
8	顧客①H	平成27年3月 〔同月3日〕	レクサス・ 平成22年	225万3240円 (220万円) ※
9	顧客①I	平成27年3月 〔同月17日〕	アリスト・ 平成15年	50万7500円 (50万円) ※
10	顧客①J	平成27年11月 〔同月12日〕	プリウス・ 平成24年	66万9500円 (65万円) ※
平成27年度合計			477万9300円	
11	顧客①K	平成28年11月 〔同月2日〕	ベンツ・ 平成20年	104万8800円 (100万円) ※
平成28年度合計			104万8800円	
12	顧客①L	平成29年2月	プリウス・	212万2400円

		〔同月 2 日〕	平成 2 7 年	(2 0 0 万円) ※
13	顧客①M	平成 2 9 年 1 1 月 〔同月 7 日〕	デミオ・ 平成 1 9 年	3 6 万 0 5 0 0 円 (3 5 万円) ※
平成 2 9 年度合計			2 4 8 万 2 9 0 0 円	
14	顧客①N	平成 3 0 年 2 月 〔同月 1 6 日〕	フーガ・ 平成 2 0 年	8 2 万 2 6 0 9 円 (7 9 万 2 8 0 0 円) ※
15	顧客①O	平成 3 0 年 6 月 〔同月 2 2 日〕	ランドクルーザー・ 平成 2 7 年	4 2 2 万 0 4 0 0 円 (4 0 0 万円) ※
16	顧客①P	平成 3 0 年 7 月 〔同月 1 9 日〕	BMW・ 平成 2 1 年	1 4 6 万 4 8 2 0 円 (1 4 0 万円) ※
平成 3 0 年度合計			6 8 1 万 2 1 7 9 円	

※ クレジット取組金額と立替払金の差額は、販売促進費である。

イ 本件取引先①は、原告に対し、前記アの表の「支払日」欄記載の日、「車両購入費用」として、同「立替払金」欄記載の金額から振込手数料（540円）を控除した金額を振込送金した（乙2、11）。

ウ 原告は、前記アの表の「車両・形式」欄記載の中古車をオークションで落札し、諸作業を実施した上、当該顧客に対し、これを引き渡した（甲21）。

エ 本件判決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した（甲12〔別表6～10〕参照）。

（2）事実認定の補足説明

証拠（甲21、原告）中には、本件取引先①との取引は、前記（1）アの表の「顧客」欄記載の顧客の依頼による中古車の代理購入であり、その代金のうち、1台当たり5万円前後の販売手数料（その整備等を行う場合は、その整備等の費用を含む。）が原告の売上げであり、その余は落札諸経費や重量税等の諸費用（預り金）である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていないのであり、原告と当該顧客との取引の具体的内訳等については、本件全証拠によっても、注文書、請求書その他の原告の前記供述部分を裏付けるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

2 本件取引先②

（1）事実認定

ア 本件取引先②は、平成27年頃、原告に対し、希望する車種を伝えてオークションで対象の車を探してもらい、原告から提案された候補の自動車を確認し、中古車（日産リーフ）を購入することを決定した（甲15、21）。

イ 原告は、平成27年4月6日、要旨次のような記載がある注文書（乙12の2）を作成し、本件取引先②に交付した（甲15、21）。

- a 販売店 原告
- b 見積車両 平成23年式リーフ
- c 販売価格

①車体本体価格（税込）	96万1200円
②税金・保険料（非課税）	2万7000円
③預かり法定費用（非課税）	8万0930円
④手続代行費用（税込）	8万4000円
⑤（内消費税合計）	7万7422円
⑥支払総額	115万3130円

（裁判所注）

次に掲げる項目は、次の費目の金額の合算額である。

②税金・保険料 自動車税

③預かり法定費用 リサイクル預託金（1万0930円）、販売手数料（5万円）、ガラスコーティング（2万円）

④手続代行費用 検査登録手続（2万円）、車庫証明手続（1万円）、陸送費用（3万2400円）、オークション落札（2万1600円）

ウ 本件取引先②は、平成27年4月6日、原告に対し、115万3130円を振込送金した（乙2）。

エ 原告は、前記アの中古車をオークションで落札し、前記イに掲げた諸作業を実施した上、本件取引先②に対し、これを引き渡した（甲15、21）。

オ 本件判決は、当該取引に預り金として次の金額が含まれていたと認定した（甲12）。

なお、「預り金」は、前記イの②税金・保険料及び③預かり法定費用の合計額である。

年度	収入金額	預り金	課税取引金額
平成27年	115万3130円	10万7930円	104万5200円

（2）事実認定の補足説明

証拠（甲21、原告）中には、本件取引先②との取引は、中古車の代理購入であり、その代金115万3130円のうち、①販売手数料5万円、②ガラスコーティング2万円、③検査登録手続（2万円）、④車庫証明手続（1万円）が原告の売上げであり、その余は落札諸費用（預り金）である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、後記10で説示するところをも併せ考慮すると、原告が利用していた中古車のオークションは、会員である古物商許可証を有する事業者同士が行うものであり、出品店と落札店との間で当該中古車の売買契約が成立するものである。そうすると、本件取引先②との取引は、原告がオークションで中古車を取得し、これを本件取引先②に売却するという性質のものであると解され、原告の指摘に係る原告と本件取引先②の関係等をもって、原告指摘の販売手数料等以外のものが預り金であったと評価することはできない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

ただし、前記（1）の認定事実によれば、原告の本件取引先②に対する注文書において「②税金・保険料」として計上されたもの及び「③預かり法定費用」のうち「リサイクル預託金」として計上されたものは、原告との関係では、預り金と認定するのが相当である。また、「③預かり法定費用」のうち「販売手数料」及び「ガラスコーティング」として計上されたものは、本来は、原告が自認するように原告の売上げと認めるべきものであるが、本件判決において「預り金」として取り扱われたこと（前記（1）オ）を踏まえると、少なくとも

もこの取引に関しては、預り金と認定するのが相当である。

3 本件取引先③

(1) 事実認定

ア 原告は、その顧客から依頼を受けてオークションで対象の車を探したところ、当該顧客が次表の「車両・形式」欄記載の中古車を購入することを決定したこと（ただし、原告と当該顧客との間の契約の具体的条件等は、次表に掲げる事項を除き、不明である。）から、次表のとおり、原告、当該顧客及び本件取引先③との間で立替払契約（クレジット契約）を締結した（甲21、乙13）。

	顧客	時期（遅くとも） 〔支払日〕	車両・形式	車体価格（諸費用）
1	顧客③A	平成26年1月 〔同年2月4日〕	サンバーバン・ 平成17年	28万円（5万円） 合計33万円
2	顧客③B	平成26年2月 〔同月13日〕	オデッセイ・ 平成16年	60万円（15万円） 合計75万円
3	顧客③C	平成26年2月 〔同月20日〕	フーガ・ 平成16年	54万円（36万円） 合計90万円
4	顧客③D	平成26年3月 〔同月6日〕	オデッセイ・ 平成12年	38万円（7万円） 合計45万円
5	顧客③E	平成26年5月 〔同月15日〕	フィット・ 平成14年	30万円（5万円） 合計35万円
6	顧客③F	平成28年3月 〔同月24日〕	フーガ・ 平成17年	50万円（15万円） 合計65万円

イ 本件取引先③は、原告に対し、前記アの表の「支払日」欄記載の日、「車両本体価額」として、同「車体価格（諸費用）」欄記載の合計金額（ただし、次表の顧客については、同「頭金」欄記載の金額を除く。）から振込手数料を控除した金額を振込送金した（乙2、13）。

	顧客	頭金
3	顧客③C	15万円
4	顧客③D	10万円
5	顧客③E	5万円
6	顧客③F	30万円

ウ 原告は、前記アの表の「車両・形式」欄記載の中古車をオークションで落札し、諸作業を実施した上、当該顧客に対し、これを引き渡した（甲21）。

エ 本件判決は、当該取引に預り金として次の金額が含まれていたと認定した（甲12）。

なお、「預り金」は、前記アの「諸費用」の年度ごとの合計額であると推認される。

年度	収入金額	預り金	課税取引金額
平成26年	278万円	68万円	210万円
平成28年	65万円	15万円	50万円

(2) 事実認定の補足説明

証拠（甲21、原告）中には、本件取引先③との取引は、前記（1）アの表の「顧客」欄記載の顧客の依頼による中古車の代理購入である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていなかったのであり、原告と当該顧客との取引の具体的内訳等については、本件全証拠によっても、注文書、請求書その他の原告の前記供述部分を裏付けるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

ただし、前記（1）の認定事実によれば、原告、当該顧客及び本件取引先③との間で立替払契約（クレジット契約）において「諸費用」として計上されたものは、原告との関係では、預り金と認定するのが相当である。

4 本件取引先④

（1）事実認定

ア 本件取引先④は、平成30年9月頃、原告に対し、希望する車種を伝えてオークションで対象の車を探してもらい、原告から提案された候補の自動車を確認し、中古車（トヨタカローラフィールダー。初度登録平成25年）を購入することを決定した（甲16の1・2、21、乙14）。

イ 本件取引先④は、原告から、前記アの中古車の代金につき、諸経費を込みで100万円と伝えられた（甲16の1、21、乙14）。

ウ 本件取引先④は、平成30年10月17日、原告に対し、100万円を振込送金した（乙2）。

エ 原告は、前記アの中古車をオークションで落札した上、平成30年10月27日、本件取引先④に対し、これを引き渡した。

前記アの中古車は、平成30年10月18日、一時抹消登録（その際の所有者は、同年4月に変更登録をした別の会社であった。）がされ、同月30日、本件取引先④を所有者とする新規登録が経由された（以上につき、甲16の1・2、21、乙14）。

オ 本件判決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した（甲12〔別表10〕参照）。

（2）事実認定の補足説明

証拠（甲16の1、21、証人丙、原告）中には、本件取引先④との取引は、中古車の代理購入であり、その代金100万円のうち、①販売手数料5万円と名義変更手続等の代行手数料3万円が原告の売上げであり、その余は落札諸費用や重量税等の諸費用（預り金）である旨の原告の供述部分及びこれに沿う本件取引先④の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていなかったのであり、原告と本件取引先④の間の契約の代金の具体的内訳等については、本件全証拠によっても、注文書、請求書その他の原告の前記供述部分を裏付けるに足りる的確な証拠はない。そして、中古車の移転登録等は、中古車の取引上、中間者を省略してされることがまみられるから、原告と本件取引先④との間の中古車の移転登録がされていないことをもって、直ちに両者の間に当該中古車の売買等がなかったことを裏付けるものとはいえない。

そうすると、原告と本件取引先④の供述内容が符合することのみをもって、原告と本件取

引先④の前記各供述部分を直ちに採用することはできない。

5 本件取引先⑤

(1) 事実認定

ア 本件取引先⑤は、平成26年頃、原告の従業員に対し、希望する車種を伝えてオークションで対象の車を探してもらい、原告の従業員から提案された候補の自動車を確認し、中古車（メルセデスベンツSLK）を購入することを決定した（甲21、乙15）。

イ 本件取引先⑤は、原告の従業員から、前記アの中古車の代金につき、諸経費を込みで170万円と伝えられた（甲21、乙15）。

ウ 本件取引先⑤は、平成26年4月3日、原告に対し、170万円を振込送金した（乙2）。

エ 原告は、前記アの中古車をオークションで落札し、諸作業を実施した上、本件取引先⑤に対し、これを引き渡した（甲21）。

オ 本件判決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した（甲12〔別表6〕参照）。

(2) 事実認定の補足説明

証拠（甲21、原告）中には、本件取引先⑤との取引は、中古車の代理購入であり、その代金170万円のうち、①代理購入の手数料5万円及び②名義変更手続等の代行手数料3万円が原告の売上げであり、その余は落札諸経費や重量税等の諸費用（預り金）である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、原告と本件取引先⑤との取引の代金の具体的内訳等については、本件全証拠によっても、注文書、請求書その他の原告の前記供述部分を裏付けるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

6 本件取引先⑥

(1) 事実認定

ア 原告は、平成27年1月頃、中古車（クラウンマジェスタ。初度登録平成18年。甲22）の所有者（以下「前所有者⑥」という。）から当該中古車の売却を依頼され（ただし、原告と前所有者⑥との間の契約関係は、不明である。）、原告のインターネットサイトにこれを掲載した。

本件取引先⑥（当時は、同社の設立前であり、その代表者が同様の屋号により個人事業を営んでいた。）は、遅くとも平成27年1月頃までに、その姉（以下「顧客⑥」という。）からクラウンマジェスタを探してほしいとの依頼を受け、インターネットで検索したところ、原告の前記インターネットサイトに掲載していた当該中古車を発見した。

そこで、本件取引先⑥は、原告に連絡を取り、遅くとも平成27年1月28日頃までに、原告と当該中古車の代金等を交渉した上、当該中古車を購入することを決定した（以上につき、甲18、21、乙16、37）。

イ 原告は、平成27年1月28日付けで、要旨「車両業販 160万円」との記載があるお見積書（乙8の6）を作成し、本件取引先⑥に交付した（甲21）。

ウ 本件取引先⑥は、平成27年1月30日、原告に対し、160万円を振込送金した（乙2、16）。

エ 本件取引先⑥は、前記ウの頃、原告から、前記アの中古車の引渡しを受け、名義変更等に必要な書類の交付を受けた（甲 2 1、乙 1 6）。

オ その後、顧客⑥は、本件取引先⑥から前記アの中古車の引渡しを受け、平成 2 7 年 2 月 1 2 日、前記アの中古車の移転登録（その際の前主は前所有者⑥である。）を経由した。

顧客⑥は、平成 3 0 年 1 0 月、知人に対し、当該中古車を売却し、その移転登録を経由した（以上につき、甲 2 2、乙 1 6）。

カ 本件判決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した（甲 1 2〔別表 7〕参照）。

(2) 事実認定の補足説明

証拠（甲 1 8、2 1、証人丁、原告）中には、本件取引先⑥との取引は、原告が前所有者⑥から代理販売の委託を受けて行ったものであり、原告の売上げはない旨の原告の供述部分及びこれに沿う前所有者⑥の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていなかったのであり、原告と前所有者⑥の間の契約については、本件全証拠によっても、その代理販売の委託関係や原告と前所有者⑥との金銭のやり取りを認めるに足りる的確な証拠がなく、かえって、証拠（乙 1 6、3 7）によれば、本件取引先⑥は、原告から見積書（前記（1）イ）の交付を受けるなどして、原告をその取引相手と認識し、その代金の振込送金等をしていたのである。そして、中古車の移転登録は、中古車の取引上、中間者を省略してされることがまみられるから、原告と前所有者⑥との間の中古車の移転登録がされていないことをもって、直ちに両者の間に当該中古車の売買等がなかったことを裏付けるものとはいえない。

そうすると、原告と前所有者⑥の供述内容が符合することのみをもって、原告と前所有者⑥の前記各供述部分を直ちに採用することはできない。

7 本件取引先⑦

(1) 事実認定

ア 本件取引先⑦は、平成 3 0 年頃、原告に対し、希望する車種を伝えてオークションで対象の車を探してもらい、原告から提案された候補の自動車を確認し、中古車（メルセデスベンツ。白）を購入することを決定した（甲 2 1、乙 1 7）。

イ 本件取引先⑦は、原告から、前記アの中古車の代金につき、諸経費を込みで 4 0 0 万円と伝えられた（甲 2 1、乙 1 7）。

ウ 本件取引先⑦は、平成 3 0 年 9 月 2 0 日、原告に対し、4 0 0 万円を振込送金した（乙 2）。

エ 原告は、前記アの中古車をオークションで落札し、諸作業を実施した上、本件取引先⑦に対し、これを引き渡した（甲 2 1）。

オ 本件判決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した（甲 1 2〔別表 1 0〕参照）。

(2) 事実認定の補足説明

証拠（甲 2 1、原告）中には、本件取引先⑦との取引は、中古車の代理購入であり、その代金 4 0 0 万円のうち、①代理購入の手数料 5 万円及び②名義変更手続等の代行手数料 3 万円が原告の売上げであり、その余は落札諸経費や重量税等の諸費用（預り金）である旨の原

告の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていなかったのであり、原告と本件取引先⑦との取引の具体的内訳等については、本件全証拠によっても、注文書、請求書その他の原告の前記供述部分を裏付けるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

8 本件取引先⑧

(1) 事実認定

ア 本件取引先⑧は、遅くとも平成30年1月頃までに、原告に対し、希望する車種を伝えてオークションで対象の車を探してもらい、原告から提案された候補の自動車を確認し、中古車（エスティマ）を購入することを決定したところ、原告からさしあたり70万円を支払うよう言われた（甲17、21）。

イ 本件取引先⑧は、原告に対し、平成30年1月9日、70万円を振込送金した（乙2）。

ウ 原告は、平成30年1月17日、要旨次のような記載がある請求書（乙18〔1枚目〕）を作成し、本件取引先⑧に交付した（甲17、21）。

①車体本体価格	45万5000円
②自動車税等	6万6980円
③印紙代等	2800円
④リサイクル料金	1万5220円
⑤車庫証明費用等	1万1560円
⑥車検点検費用等	14万5800円
⑦代行費用等	8万0000円
⑧オークション手数料等	3万8000円
⑨消費税	5万8304円
⑩支払総額	87万3664円

（裁判所注）

次に掲げる項目は、次の費目の金額の合算額である。

②自動車税等 自動車税、重量税、自賠責保険料

③印紙代等 印紙代、登録印紙代

⑤車庫証明費用等 車庫証明費用、ナンバー代

⑥車検点検費用等 車検点検費用、エンジンオイル交換、ウォーターポンプ・ファンベルト交換、バッテリー交換、板金塗装費用、シートカバー取り付け

⑦代行費用等 代行費用（1万円）、販売手数料（5万円）、登録費用（2万円）

⑧オークション手数料等 オークション落札手数料、陸送費用

エ 本件取引先⑧は、原告に対し、平成30年1月22日、17万3664円を振込送金した（乙2）。

オ 原告は、平成30年5月24日、左ミラー交換等につき3万6180円（税込）を請求する旨の請求書（乙18〔2枚目〕）を作成し、本件取引先⑧に交付した

カ 本件取引先⑧は、平成30年5月28日、原告に対し、3万6180円を振込送金した

(乙2)。

キ 原告は、前記アの中古車をオークションで落札し、前記ウ及びオに掲げた諸作業を実施した上、本件取引先⑧に対し、これを引き渡した(甲15、21)。

ク 本件判決は、当該取引に預り金として次の金額が含まれていたと認定した(甲12〔別表10〕)。なお、「預り金」は、前記ウの②自動車税等、③印紙代等、④リサイクル料金の合計額であると推認される。

年度	収入金額	預り金	課税取引金額
平成30年	90万9844円	8万5000円	82万4844円

(2) 事実認定の補足説明

証拠(甲21、原告)中には、本件取引先⑧との取引は、中古車の代理購入であり、前記(1)ウの請求額87万3664円のうち、前記(1)ウの⑥車検点検費用等、⑦代行費用等が原告の売上げであり、その余は落札諸費用と重量税等の諸費用(預り金)である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、後記10で説示するところをも併せ考慮すると、原告が利用していた中古車のオークションは、会員である古物商許可証を有する事業者同士が行うものであり、出品店と落札店との間で当該中古車の売買契約が成立するものである。そうすると、本件取引先⑧との取引は、原告がオークションで中古車を取得し、これを本件取引先⑧に売却するという性質のものであると解され、原告の指摘に係る原告と本件取引先⑧の関係等をもって、原告指摘の車検点検費用等以外のものが預り金であったと評価することはできない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

ただし、前記(1)の認定事実によれば、原告の本件取引先⑧に対する請求書において「②自動車税等」、「③印紙代等」、「④リサイクル料金」として計上されたものは、原告との関係では、預り金と認定するのが相当である。

9 本件取引先⑨

(1) 事実認定

ア 本件取引先⑨は、遅くとも平成30年10月頃までに、原告に対し、希望する車種を伝えてオークションで対象の車を探してもらい、原告から提案された候補の自動車を確認し、中古車(マークII)1台を購入することを決定した(甲21、乙19)。

イ 本件取引先⑨は、原告から、前記アの中古車の代金につき、諸経費を込みで合計58万円(20万円、15万円、10万円、13万円の分割払い)と伝えられた(甲21、乙19)。

ウ 本件取引先⑨は、原告に対し、平成30年10月頃、上記イの分割金のうち、20万円及び15万円を現金で支払うとともに、10万円及び13万円につき、次のとおり振込送金した(乙2)。

	振込送金日	金額
1	平成30年10月15日	10万円
2	平成30年11月12日	2万円
3	平成30年12月12日	2万円
4	平成31年1月10日	2万円

5	平成31年2月9日	2万円
6	平成31年3月14日	2万円
7	平成31年4月13日	3万円

エ 原告は、前記アの中古車4台をオークションで落札し、諸作業を実施した上、本件取引先⑨に対し、これらを引き渡した（甲21）。

オ 本件裁決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した（甲12〔別表10〕参照）。

（2）事実認定の補足説明

証拠（甲21、原告）中には、本件取引先⑨との取引は、中古車の代理購入であり、その代金合計58万円のうち、①代理購入の手数料5万円及び②名義変更手続等の代行手数料3万円が原告の売上げであり、その余は落札諸経費や重量税等の諸費用（預り金）である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていないのであり、原告と本件取引先⑨との取引の具体的内訳等については、本件全証拠によっても、注文書、請求書その他の原告の前記供述部分を裏付けるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

10 本件取引先⑩

（1）事実認定

ア Sについて

本件取引先⑩は、中古車のオークション（S）の運営等を行う会社である。

S会員規約（乙26）には、要旨次のような定めがある。

- ① S会員の資格は古物許可証（自動車）を所有し、当該規約を遵守することを約し、所定の手続を経て事務局の審査に合格して会員として承認された人、又は法人に与えられるものとする（第2章1条）。
- ② 会員は、すべてのSに参加して、出品と落札をすることができる（第2章10条）。
- ③ 会員は、次条以下の定めるところに従いSに出品することができる（第3章1条1項）。
- ④ 出品店に対する成約車両代金、各種手数料、その他の精算額の支払は、原則当該成約者の登録に必要な書類が12時までに事務局に引き渡された日の翌営業日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に行う（第3章9条1項）。

オークション開催日に登録書類が完納の場合は、翌々営業日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に支払う（第3章9条2項）。
- ⑤ Sへのセリの参加は、ポス及びコンピューターシステムによる落札になるので、このシステムと操作方法を習熟することが条件となる。会員は、コンピューターに登録されたデータ等、このシステムによるすべての結果を遵守しなければならない（第4章1条1項）。

落札店が落札確認ランプを点灯させることにより売買が成立するので、落札時には落札確認ボタンを押す（第4章1条4項）。
- ⑥ 会員は、落札車両代金、預かり自動車税、事務局手配輸送料、各種手数料、諸費用等及びそれに関わる消費税を、開催日を含む5営業日以内に支払わなければならない（第4章3条1項）。

⑦ 落札車の購入を希望する場合は、所定の手続により商談に参加できる。この商談は、事務局の仲介により、双方が合意し、確認サイン後、契約成立となる（第4章9条1項）。

商談参加できる会員は、開催会場への来場会員、ネットワーク会場への来場会員、●●会員、コラボネットオークション会員、ライブオークション会員となる（第4章9条2項）。

⑧ 落札車の所有権は、2項の場合〔裁判所注：事務局が落札車両代金の立替払をしたが、落札店の払込みがなかった場合〕を除き、落札店が落札車両代金及び各種手数料等を事務局に払い込んだとき、出品店から落札店に移転する（第4章10条1項）。

イ Sオークションへの出品と取引成立

(ア) 原告は、別紙7の2の「顧客」欄記載の顧客から同「車両・形式」欄記載の中古車の売却を依頼されたこと（ただし、原告と当該顧客との間の契約の具体的条件等は、不明である。）から、Sのオークションにおいて、当該中古車を出品したところ、当該中古車の落札店が同「取引金額」欄記載の金額で落札した（甲21、乙20の2）。

(イ) 原告は、⑦本件取引先⑩（S事務局）に対し、別紙7の2の「車両・形式」欄記載の中古車の登録に必要な書類を提出し、本件取引先⑩から、同「車両代」欄記載の金額の支払を受けるとともに、①当該中古車の落札店に対し、当該中古車の所有権を移転した（S会員規約第4章10条1項）。

ウ 本件判決の認定内容について

本件判決は、当該取引に預り金として次の金額が含まれていたと認定した（甲12）。

年度	収入金額	預り金	課税取引金額
平成26年	268万4640円	8万0040円	260万4600円
平成27年	330万4610円	4万1930円	326万2680円
平成28年	736万4230円	7万5310円	728万8920円
平成29年	373万5800円	5万5160円	368万0640円
平成30年	409万1760円	5万2560円	403万9200円

(2) 事実認定の補足説明

ア 原告は、前記(1)イの取引につき、出品店・落札店間で売買契約が成立するわけではない旨を主張し、これに沿う証拠（甲23）もある。

しかしながら、S会員規約の定め（前記(1)ア）によれば、Sの中古車のオークションで成約した場合には、出品店と落札店の間で当該中古車の所有権を落札に係る車両代で売却する旨の売買契約が成立することが明らかであり、これに沿う本件取引先⑩の担当者の回答内容（乙39、44）は、十分信用することができる（これに反する前掲証拠は、正確性を欠くというべきであり、採用しない）。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

イ 証拠（甲21、原告）中には、前記(1)イの取引は、原告が当該顧客から代理販売の委託を受けて行ったものであり、本件取引先⑩からの振込金のうち、1台当たり5万円前後の販売手数料が原告の売上げであり、その余は落札諸経費や重量税等の諸費用（預り金）である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、前記アで説示したところに加え、原告は、その事業所得に関する帳簿

(会計帳簿)を作成しておらず(認定事実ア(エ))、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていなかったのであり、原告と当該顧客の間の契約については、本件全証拠によっても、その代理販売の委託関係や原告と当該顧客との金銭のやり取りを認めるに足りる的確な証拠がない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

ウ ただし、前記(1)の認定事実によれば、原告がSのオークションに出品した中古車の落札の際に「リサイクル料預託金相当額」として計上されたものは、原告との関係では、預り金と認定するのが相当である。

11 本件取引先⑩

(1) 事実認定

ア 原告は、平成26年3月頃、中古車(フェラーリF430。初度登録平成17年7月)の所有者(以下「前所有者⑩」という。)から当該中古車の売却を依頼され(ただし、原告と前所有者⑩との間の契約関係は、不明である。)、原告のインターネットサイト(乙21の5)にこれを掲載した。

本件取引先⑩は、遅くとも平成26年4月頃までに、顧客からフェラーリを探してほしいとの依頼を受け、インターネットで検索したところ、原告の前記インターネットサイトに掲載していた当該中古車を発見した。

そこで、本件取引先⑩は、原告に連絡を取り、遅くとも平成26年4月10日頃までに、原告の事務所で当該中古車及びその譲渡証明書等を確認し、原告から所定の時期までに代金等を振り込むのであれば当該中古車を売却する旨の説明を受けたことから、当該中古車を購入することを決定した(以上につき、甲14、21、乙21の1、38)。

イ 原告は、平成26年4月4日付けで、要旨次のような記載がある納品請求書(乙21)を作成し、本件取引先⑩に交付した(甲21)。

①車体本体価格	1580万0000円
②自動車税	7万0100円
③リサイクル料金	1万9160円
④請求金額	1588万9260円

ウ 本件取引先⑩は、平成26年4月10日、原告に対し、1588万9260円を振込送金した(乙2、21の1)。

エ 本件取引先⑩は、平成26年4月10日、原告の事務所において、原告から、前記アの中古車の引渡しを受けた(乙21の1)。

オ 本件取引先⑩は、前記アの中古車を整備し、数日後、顧客に当該中古車を引き渡した(乙21の1)。当該顧客に融資等をした会社は、平成26年4月25日、当該中古車の移転登録(その際の前主は、前所有者⑩である。)を経由した(乙36)。

カ 本件判決は、当該取引に預り金として次の金額が含まれていたと認定した(甲12)。

なお、「預り金」は、前記イの②自動車税及び③リサイクル料金の合計額であると推認される。

年度	収入金額	預り金	課税取引金額
平成26年	1588万9260円	8万9260円	1580万円

(2) 事実認定の補足説明

証拠（甲14、21）中には、本件取引先⑩との取引は、原告が前所有者⑩から代理販売の委託を受けて行ったものであり、原告の売上げはない旨の原告の供述部分及びこれに沿う前所有者⑩の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていなかったのであり、原告と前所有者⑩の間の契約については、本件全証拠によっても、その代理販売の委託関係や原告と前所有者⑩との金銭のやり取りを認めるに足りる的確な証拠がなく、かえって、証拠（乙21の1、38）によれば、本件取引先⑩は、原告から納品書（前記（1）イ）の交付を受けるなどして、原告をその取引相手と認識し、その代金の振込送金等をしていたのである。そして、中古車の移転登録は、中古車の取引上、中間者を省略してされることがまみられるから、原告と前所有者⑩の間の中古車の移転登録がされていないことをもって、直ちに両者の間に当該中古車の売買等がなかったことを裏付けるものとはいえない。

そうすると、原告と前所有者⑩の供述内容が符合することのみをもって、原告と前所有者⑩の前記各供述部分を直ちに採用することはできない。

ただし、前記（1）の認定事実によれば、原告の本件取引先⑩に対する納品請求書において「②自動車税」、「③リサイクル料金」として計上されたものは、原告との関係では、預り金と認定するのが相当である。

12 本件取引先⑫

(1) 事実認定

ア 本件取引先⑫の息子は、遅くとも平成30年9月頃までに、原告に対し、原告が中古車（アウディA8クワトロ）の所有者（以下「前所有者⑫」という。）から預かっていた当該中古車を購入したいと伝え、その代金を父親である本件取引先⑫が支払うこととした（甲12）。ただし、原告と前所有者⑫との契約関係は、不明である。

イ 原告は、平成30年9月7日、要旨次のような記載がある請求書（乙22）を作成し、本件取引先⑫に交付した（甲21）。

①車輻本体価格	498万0000円
②自動車税月割	2万1200円
③車検費用等	38万1900円
④諸費用	15万8000円
⑤搬送費用	10万0000円
⑥消費税	5万1192円
⑦合計	569万2292円

（裁判所注）

次に掲げる項目は、次の費目の金額の合算額である。

③車検点検費用等 車検費用、スタッドレスタイヤ

ウ 本件取引先⑫は、原告に対し、平成30年11月8日、569万2292円を振込送金した（乙2）。

エ 原告は、前記アの中古車につき、前記イに掲げた諸作業を実施した上、本件取引先⑫に

対し、これを引き渡した（甲 2 1）。

オ 本件裁決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した（甲 1 2〔別表 1 0〕参照）。

（2）事実認定の補足説明

ア 証拠（甲 2 1、原告）中には、本件取引先⑫との取引は、中古車の販売仲介であり、その代金合計 5 6 9 万 2 2 9 2 円のうち、前記（1）イの③車検費用等、④諸費用、⑤搬送費用が原告の売上げであり、その余は預り金であり、前所有者⑫に全額交付した旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていなかったのであり、原告と前所有者⑫の間の契約については、本件全証拠によっても、その代理販売の委託関係や原告と前所有者⑫との金銭のやり取りを認めるに足りる的確な証拠がない。

そうすると、原告の前記各供述部分を採用することはできない。

イ ただし、前記（1）の認定事実によれば、原告の本件取引先⑪に対する納品請求書において「②自動車税月割」として計上されたもの（2 万 1 2 0 0 円）は、原告との関係では、預り金と認定するのが相当である。

13 本件取引先⑬

（1）事実認定

ア 原告は、その顧客から依頼を受けてオークションで対象の車を探したところ、当該顧客が次表の「車両・形式」欄記載の中古車を購入することを決定したこと（ただし、原告と当該顧客との間の契約の具体的条件等は、次表に掲げる事項を除き、不明である。）から、次表のとおり、原告、当該顧客及び本件取引先⑬との間で立替払契約（クレジット契約）を締結した（甲 2 1、乙 2 3）。

	顧客	時期（遅くとも） 〔支払日〕	車両・形式	㊦車体価格・㊧手数料・ ㊨販売促進費
1	顧客⑬A	平成 2 6 年 2 月 〔同月 2 8 日〕	フーガ・ 平成 2 0 年	㊦ 1 7 0 万円 ㊧ 3 1 万 0 0 8 0 円 ㊨ 1 万 2 2 4 0 円
2	顧客⑬B	平成 2 6 年 2 月 〔同月 2 8 日〕	パジェロ・ 平成 1 2 年	㊦ 6 5 万円 ㊧ 7 万 2 5 4 0 円 ㊨ 4 8 1 0 円
3	顧客⑬C	平成 2 6 年 3 月 〔同月 1 8 日〕	ベンツ S L 5 0 0 ・ 平成 1 4 年	㊦ 1 3 3 万円 ㊧ 3 5 万 7 6 3 7 円 ㊨ 0 円
4	顧客⑬D	平成 2 6 年 3 月 〔同月 1 4 日〕	e k スポーツ・ 平成 1 5 年	㊦ 4 7 万円 ㊧ 5 万 5 7 4 2 円 ㊨ 5 6 4 0 円
5	顧客⑬E	平成 2 6 年 3 月	ベンツ 2 8 0 S L ・	㊦ 3 0 0 万円

	(※)	〔同月15日〕	昭和63年	①54万7200円 ②2万1600円
6	顧客⑬F	平成26年3月 〔同年4月3日〕	セルシオ・ 平成18年	③110万円 ④23万8260円 ⑤2万9150円
7	顧客⑬G	平成26年5月 〔同月8日〕	ワゴンR・ 平成16年	⑥40万円 ⑦1万7560円 ⑧3200円

(※) ただし、顧客⑬Eの中古車販売契約は、その後、当該顧客の都合による解約がされ、本件取引先⑬に対し、その支払額の返金がされた(甲12〔14～15頁〕、乙23)。

イ 本件取引先⑬は、原告に対し、前記アの表の「支払日」欄記載の日、「車両購入代金」として、同「③車体価格・④手数料・⑤販売促進費」欄のうち、「③車体価格」及び「⑤販売促進費」の合計金額から振込手数料を控除した金額を振込送金した(乙2、23)。

ウ 原告は、前記アの表の「車両・形式」欄記載の中古車をオークションで落札し、諸作業を実施した上、当該顧客に対し、これを引き渡した(甲21)。

エ 本件判決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した(甲12〔別表6〕参照)。

(2) 事実認定の補足説明

証拠(甲21、原告)中には、本件取引先⑬との取引は、前記(1)アの表の「顧客」欄記載の顧客の依頼による中古車の代理購入であり、その代金のうち、1台当たり5万円前後の販売手数料(その整備等を行う場合は、その整備等の費用を含む。)が原告の売上げであり、その余は落札諸経費や重量税等の諸費用(預り金)である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿(会計帳簿)を作成しておらず(認定事実ア(エ))、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていないのであり、原告と当該顧客との取引の具体的内訳等については、本件全証拠によっても、注文書、請求書その他の原告の前記供述部分を裏付けるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

14 本件取引先⑭

(1) 事実認定

ア 本件取引先⑭は、平成30年11月頃、原告に対し、希望する車種を伝えてオークションで対象の車を探してもらい、原告から提案された候補の自動車を確認し、中古車(トヨタヴォクシー)を購入することを決定した(甲19、21)。

イ 本件取引先⑭は、原告から、前記アの中古車の代金につき、諸経費を込みで56万6430円と伝えられた(甲21、乙24)。

ウ 本件取引先⑭は、平成30年12月7日、原告に対し、56万6430円を振込送金した(乙2)。

エ 原告は、前記アの中古車をオークションで落札し、諸作業を実施した上、本件取引先⑭に対し、これを引き渡した(甲21)。

オ 本件判決は、当該取引の収入金額に預り金が含まれていないと認定した(甲12〔別表10〕参照)。

(2) 事実認定の補足説明

証拠（甲19、21）中には、本件取引先⑭との取引は、中古車の代理購入であり、その代金56万6430円のうち、①販売手数料5万円及び②板金塗装費用3万円が原告の売上げであり、その余は落札諸経費や重量税等の諸費用（預り金）である旨の原告の供述部分があり、これに沿う本件取引先⑭の供述部分もある。

しかしながら、原告は、その事業所得に関する帳簿（会計帳簿）を作成しておらず（認定事実ア（エ））、顧客との取引に係る預り金と報酬を区分して会計処理を行っていなかったのであり、原告と本件取引先⑭との取引の具体的内訳等については、本件全証拠によっても、注文書、請求書その他の原告の前記供述部分を裏付けるに足りる的確な証拠はない。そして、中古車の移転登録は、中古車の取引上、中間者を省略してされることがまみられるから、原告と本件取引先⑭との間の中古車の移転登録がされていないことをもって、直ちに両者の間に当該中古車の売買等がなかったことを裏付けるものとはいえない。

したがって、原告と本件取引先⑭の供述内容が符合することのみをもって、原告と本件取引先⑭の前記各供述部分を直ちに採用することはできない。

15 本件取引先⑮

(1) 事実認定

ア 本件取引先⑮（その代表取締役は、本件取引先②）は、平成29年頃、原告に対し、希望する車種を伝えてオークションで対象の車を探してもらい、原告から提案された候補の自動車を確認し、中古車（ベンツS550L）を購入することを決定した（甲15、21）。

イ 原告は、平成29年10月12日、要旨次のような記載がある請求書（乙25の2）を作成し、本件取引先⑮に交付した（甲15、21）。

①車体本体価格	398万0000円
②自動車税月割り等	10万4280円
③印紙代	1800円
④車庫証明費用等	2万3000円
⑤車検点検費用等	18万9100円
⑥代行費用	8000円
⑦消費税	1万5368円
⑧支払総額	432万1548円

（裁判所注）

次に掲げる項目は、次の費目の金額の合算額である。

②自動車税月割り等 自動車税月割り、重量税、自賠責保険料

④車庫証明費用等 車庫証明費用、名義変更登録費用

⑤車検点検費用等 車検点検費用、エンジンオイル交換、エンジンオイルフィルター交換、ミッションオイル交換、ミッションオイルフィルター交換、ミッションオイル交換工賃、リヤタイヤ交換

ウ 本件取引先②は、平成29年10月14日、原告に対し、432万1548円を振込送金した（乙2）。

エ 原告は、前記アの中古車をオークションで落札し、前記イに掲げた諸作業を実施した上、本件取引先⑮に対し、これを引き渡した（甲15、21）。

オ 本件判決は、当該取引に預り金として次の金額が含まれていたと認定した（甲12）。なお、「預り金」は、前記イの②自動車税月割り等及び③印紙代の合計額であると推認される。

年度	収入金額	預り金	課税取引金額
平成29年	432万1548円	10万6080円	421万5468円

(2) 事実認定の補足説明

証拠（甲21、原告）中には、本件取引先⑮との取引は、中古車の代理購入であり、その代金432万1548円のうち、前記（1）イの④車庫証明費用等、⑤車検点検費用等、⑥代行費用が原告の売上げであり、その余は落札諸費用と重量税等の諸費用（預り金）である旨の原告の供述部分がある。

しかしながら、前記10で説示したところをも併せ考慮すると、原告が利用していた中古車のオークションは、会員である古物商許可証を有する事業者同士が行うものであり、出品店と落札店との間で当該中古車の売買契約が成立するものである。そうすると、本件取引先⑮との取引は、原告がオークションで中古車を取得し、これを本件取引先⑮に売却するという性質のものであると解され、原告の指摘に係る原告と本件取引先⑮の関係等をもって、原告指摘の車庫証明費用等以外のものが預り金であったと評価することはできない。

したがって、原告の前記供述部分を採用することはできない。

ただし、前記（1）の認定事実によれば、原告の本件取引先⑮に対する請求書において「②自動車税月割り等」、「③印紙代」として計上されたものは、原告との関係では、預り金と認定するのが相当である。

以上

所得税等の経緯

(単位：円)

年分	区分		確定申告	決定処分類	裁決額
	項目				
平成26年分	総所得金額 (事業所得の金額)			3,147,658	3,087,085
	納付すべき税額			99,700	96,500
	無申告加算税の額			13,500	13,500
平成27年分	総所得金額 (事業所得の金額)			1,868,840	1,856,911
	納付すべき税額			30,400	29,800
	無申告加算税の額			-	-
平成28年分	総所得金額 (事業所得の金額)			1,916,774	1,887,493
	納付すべき税額			73,800	72,300
	無申告加算税の額			10,500	10,500
平成29年分	総所得金額 (事業所得の金額)			1,665,331	1,609,563
	納付すべき税額			64,700	61,900
	無申告加算税の額			9,000	9,000
平成30年分	総所得金額 (事業所得の金額)			2,730,484	2,714,763
	納付すべき税額			130,600	129,100
	無申告加算税の額			19,500	18,000

本件各年分の事業所得の金額等

年分	区分		確定申告	決定処分類	審判所認定額
	項目				
平成26年分	総収入金額(円)	①		72,359,962	64,991,269
	同業者平均所得率(%)	②		4.35	4.75
	事業所得の金額(①×②)(円)	③		3,147,658	3,087,085
	納付すべき税額(円)	④		99,700	96,500
	無申告加算税の額(円)	⑤		13,500	13,500
平成27年分	総収入金額(円)	⑥		23,477,897	23,328,037
	同業者平均所得率(%)	⑦		7.96	7.96
	事業所得の金額(①×②)(円)	⑧		1,868,840	1,856,911
	納付すべき税額(円)	⑨		30,400	29,800
	無申告加算税の額(円)	⑩		-	-
平成28年分	総収入金額(円)	⑪		30,619,405	30,151,655
	同業者平均所得率(%)	⑫		6.26	6.26
	事業所得の金額(①×②)(円)	⑬		1,916,774	1,887,493
	納付すべき税額(円)	⑭		73,800	72,300
	無申告加算税の額(円)	⑮		10,500	10,500
平成29年分	総収入金額(円)	⑯		24,562,413	24,167,623
	同業者平均所得率(%)	⑰		6.78	6.66
	事業所得の金額(①×②)(円)	⑱		1,665,331	1,609,563
	納付すべき税額(円)	⑲		64,700	61,900
	無申告加算税の額(円)	⑳		9,000	9,000
平成30年分	総収入金額(円)	㉑		43,203,876	42,955,126
	同業者平均所得率(%)	㉒		6.32	6.32
	事業所得の金額(①×②)(円)	㉓		2,730,484	2,714,763
	納付すべき税額(円)	㉔		130,600	129,100
	無申告加算税の額(円)	㉕		19,500	18,000

本件各年分の所得税等の課税標準等及び税額等

(単位：円)

区分		年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分
所得金額	①事業所得の金額		3,087,085	1,856,911	1,887,493	1,609,563	2,714,763
	②総所得の金額		3,087,085	1,856,911	1,887,493	1,609,563	2,714,763
所得金額から差し引かれる金額	③社会保険料控除		54,900	132,000	90,200	15,600	94,700
	④配偶者控除		380,000	380,000	-	-	-
	⑤扶養控除		380,000	380,000	-	-	-
	⑥基礎控除		380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	⑦所得控除額の計(③+④+⑤+⑥)		1,194,900	1,272,000	470,200	395,600	474,700
⑧課税される総所得金額 (②-⑦, 千円未満の端数金額切捨て)			1,892,000	584,000	1,417,000	1,213,000	2,240,000
⑨算出税額			94,600	29,200	70,850	60,650	126,500
⑩復興特別所得税額(⑨×2.1%)			1,986	613	1,487	1,273	2,656
⑪所得税及び復興特別所得税の額(⑨+⑩)			96,586	29,813	72,337	61,923	129,156
⑫納付すべき税額 (⑪欄の金額の百円未満の端数金額切捨て)			96,500	29,800	72,300	61,900	129,100
無申告加算税	⑬加算税の基礎となる税額		90,000	-	70,000	60,000	120,000
	⑭加算税の割合		15%	-	15%	15%	15%
	⑮加算税の額(⑬×⑭)		13,500	-	10,500	9,000	18,000

※ 本件所得税等各決定処分及び平成30年分の所得税等に係る無申告加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のものである。

本件各年分の所得税等の課税標準等及び税額等

(単位：円)

区分		年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分
所得金額	①事業所得の金額		3,087,085	1,856,911	1,887,493	1,609,563	2,713,423
	②総所得の金額		3,087,085	1,856,911	1,887,493	1,609,563	2,713,423
所得金額から差し引かれる金額	③社会保険料控除		54,900	132,000	90,200	15,600	94,700
	④配偶者控除		380,000	380,000	-	-	-
	⑤扶養控除		380,000	380,000	-	-	-
	⑥基礎控除		380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	⑦所得控除額の計(③+④+⑤+⑥)		1,194,900	1,272,000	470,200	395,600	474,700
⑧課税される総所得金額 (②-⑦, 千円未満の端数金額切捨て)			1,892,000	584,000	1,417,000	1,213,000	2,238,000
⑨算出税額			94,600	29,200	70,850	60,650	126,300
⑩復興特別所得税額(⑨×2.1%)			1,986	613	1,487	1,273	2,652
⑪所得税及び復興特別所得税の額(⑨+⑩)			96,586	29,813	72,337	61,923	128,952
⑫納付すべき税額 (⑪欄の金額の百円未満の端数金額切捨て)			96,500	29,800	72,300	61,900	128,900
無申告加算税	⑬加算税の基礎となる税額		90,000	-	70,000	60,000	120,000
	⑭加算税の割合		15%	-	15%	15%	15%
	⑮加算税の額(⑬×⑭)		13,500	-	10,500	9,000	18,000

※ 本件所得税等各決定処分及び平成30年分の所得税等に係る無申告加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のものである。

本件各課税期間の消費税等の課税標準等及び税額等

区分		課税期間	(単位：円)				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
本件各課税期間に係る基準期間における課税売上高			34,205,695	30,506,469	60,581,748	21,600,034	27,918,199
消費税	①	課税標準額	60,581,000	21,600,000	27,918,000	22,377,000	39,773,000
	②	消費税額	3,481,562	1,360,800	1,758,834	1,409,751	2,505,699
	③	控除対象仕入税額	0	0	0	0	0
	④	納付すべき税額(②-③, 百円未満の端数金額切捨て)	3,481,500	1,360,800	1,758,800	1,409,700	2,505,600
消地 費 税 方	⑤	課税標準となる消費税額	3,481,500	1,360,800	1,758,800	1,409,700	2,505,600
	⑥	納付すべき譲渡割額(⑤×25/100又は17/63)	927,900	367,200	474,500	380,300	676,100
⑦納付すべき消費税等の合計税額(④+⑥)			4,409,400	1,728,000	2,233,300	1,790,000	3,181,700
無 申 告 加 算 税 の 額	⑧	加算税の基礎となる税額	4,400,000	1,720,000	2,230,000	1,790,000	3,180,000
	⑨	⑧のうち通則法第66条2項の規定による加算税の基礎となる金額	3,900,000	1,220,000	1,730,000	1,290,000	2,680,000
	⑩	⑧に対する加算税の割合	15%	15%	15%	15%	15%
	⑪	⑨に対する加算税の割合	5%	5%	5%	5%	5%
	⑫	加算税の額(⑧×⑩と⑨×⑪の合計額)	855,000	319,000	421,000	333,000	611,000

※ 平成26年課税期間及び平成28年課税期間分の消費税等に係る各決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のものである。

本件各課税期間の消費税等の課税標準等及び税額等

(単位：円)

区分		課税期間	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
本件各課税期間に係る基準期間における課税売上高			34,205,695	30,506,469	60,581,748	21,600,034	27,918,199
消費税	①	課税標準額	60,581,000	21,600,000	27,918,000	22,377,000	39,753,000
	②	消費税額	3,481,562	1,360,800	1,758,834	1,409,751	2,504,439
	③	控除対象仕入税額	0	0	0	0	0
	④	納付すべき税額(②-③, 百円未満の端数金額切捨て)	3,481,500	1,360,800	1,758,800	1,409,700	2,504,400
消地 費 税 方	⑤	課税標準となる消費税額	3,481,500	1,360,800	1,758,800	1,409,700	2,504,400
	⑥	納付すべき譲渡割額(⑤×25/100又は17/63)	927,900	367,200	474,500	380,300	675,700
⑦納付すべき消費税等の合計税額(④+⑥)			4,409,400	1,728,000	2,233,300	1,790,000	3,180,100
無 申 告 加 算 税 の 額	⑧	加算税の基礎となる税額	4,400,000	1,720,000	2,230,000	1,790,000	3,180,000
	⑨	⑧のうち通則法第66条2項の規定による加算税の基礎となる金額	3,900,000	1,220,000	1,730,000	1,290,000	2,680,000
	⑩	⑧に対する加算税の割合	15%	15%	15%	15%	15%
	⑪	⑨に対する加算税の割合	5%	5%	5%	5%	5%
	⑫	加算税の額(⑧×⑩と⑨×⑪の合計額)	855,000	319,000	421,000	333,000	611,000

※ 平成26年課税期間及び平成28年課税期間分の消費税等に係る各決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分については、本件裁決により一部取り消された後のものである。

別紙一覧、別紙7の2、8、別表2～5、7、7-2 省略